

令和 7 年度
法務省事前評価実施結果報告書

令和 7 年 1 0 月
法 務 省

はじめに

本報告書は、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）第6条第1項の規定により作成した法務省政策評価に関する基本計画（令和5年3月30日決定）に基づき、本年度実施した事前評価の結果を取りまとめたものである。

なお、本報告書の作成に当たっては、法務省政策評価有識者会議委員の意見等を参考とした。

令和7年度法務省事前評価実施結果報告書

目次

1	法務省の政策体系・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	令和7年度事前評価実施結果報告書	
(1)	社会経済情勢を踏まえた法務に関する調査研究の計画的実施と提言 (外国人による犯罪に関する研究)・・・・・・・・	6
(2)	施設の整備 浜松拘置支所新営工事・・・・・・・・	20
	(浜松拘置支所新営工事事業評価資料)	
 (参考)		
1	法務省大臣官房施設課における事業評価システム・・・・・・・・	32
2	令和7年度法務省事前評価実施結果報告書(案)に対する 質問・意見及び回答・・・・・・・・	49

政策体系

基本政策		
	政策	施策
I 基本法制の維持及び整備		
1 基本法制の維持及び整備 （事前規制型社会から事後チェック・救済型社会への転換、社会経済構造の変革に対応した基本法制の維持及び整備を行う。）		
	(1) 社会経済情勢に対応した基本法制の整備 （情報化・国際化等の取引社会の変化に対応した民事基本法制の整備及び社会経済情勢により変化する犯罪状況に的確に対応することができる刑事基本法制の整備により、国民が豊かな創造性とエネルギーを発揮する社会の実現と、我が国の経済の活力の維持・向上に資するとともに、「事後チェック・救済型社会」の基盤を形成し、社会の安定に資するものとする。）	
2 司法制度改革の成果の定着に向けた取組 （社会の複雑・多様化、国際化等がより一層進展する中で、事前規制型社会から明確なルールと自己責任原則に貫かれた事後チェック・救済型社会への転換を図り、自由かつ公正な社会を実現していくために、司法制度改革の成果の定着を図り、司法の機能を充実強化する。）		
	(1) 総合法律支援の充実強化 （裁判その他の法による紛争の解決のための制度の利用をより容易にするとともに、弁護士及び弁護士法人並びに司法書士その他の隣接法律専門職者のサービスをより身近に受けられるようにするための総合的な支援の実施及び体制整備の充実強化を図る。）	
	(2) 法曹養成制度の充実 （高度の専門的な法律知識、幅広い教養、豊かな人間性及び職業倫理を備えた多数の法曹の養成及び確保その他の司法制度を支える体制を充実強化する。）	
	(3) 裁判外紛争解決手続の拡充・活性化 （国民の権利の適切な実現に資するため、紛争の当事者がその解決を図るのにふさわしい手続を容易に選択できるよう、裁判外の紛争解決手続について、その拡充及び活性化を図る。）	
	(4) 法教育の推進 （国民一人ひとりが、法や司法の役割を十分に認識し、法やルールにのっとった紛争の適正な解決を図る力を身に付けるとともに、司法の国民的基盤の確立を図るため、法教育を推進する。）	
	(5) 国際仲裁の活性化に向けた基盤整備 （国際商取引から生ずる法的紛争の解決手段として世界的に利用が進んでいる国際仲裁の活性化に向けて、人材育成、広報・意識啓発等の基盤整備を推進する。）	
3 法務に関する調査研究 （内外の社会経済情勢を的確に把握し、時代の要請に適応した基本法制の整備・運用等に資するよう、法務に関する総合的・実証的な調査研究を行う。）		

- (1) **社会経済情勢を踏まえた法務に関する調査研究の計画的実施と提言**（内外の社会経済情勢を踏まえた研究題目の選定、国内外の情勢の調査研究の計画的実施と必要な刑事政策上の提言を行う。）

II 法秩序の確立による安全・安心な社会の維持（犯罪被害者等のための施策を含む。）

4 再犯の防止等の推進（再犯の防止等の推進に関する法律、第二次再犯防止推進計画等に基づく施策の推進を図る。）

- (1) **国と地方公共団体が連携した取組等の実施**（再犯の防止等の推進に関する法律、第二次再犯防止推進計画等に基づき、国と地方公共団体が連携した取組や、民間資金の活用等、新たな手法を活用した取組を実施する。）

5 検察権の適正迅速な行使（国家刑罰権の適正かつ迅速な実現により、社会の平和を保持し、個人及び公共の福祉を図る。）

- (1) **適正迅速な検察権の行使**（刑事事件について捜査及び起訴・不起訴の処分を行い、裁判所に法の正当な適用を請求し、裁判の執行を指揮監督するなどの権限を適正迅速に行使する。）
- (2) **検察権行使を支える事務の適正な運営**（検察活動が社会情勢の推移に即応して有効適切に行われるようにするため、検察運営の全般にわたって改善を加え、検察機能のより一層の強化を図る。）

6 矯正処遇の適正な実施（被収容者の改善更生及び円滑な社会復帰を図るため、適正な矯正処遇を実施する。）

- (1) **矯正施設の適正な保安警備及び処遇体制の整備**（矯正施設の適正な管理運営を維持するため、各種警備用機器の整備・開発の推進及びその効果的な活用等を図るとともに、研修、訓練等を通じて職員の職務執行力の向上を図る。）
- (2) **矯正施設における収容環境の維持及び適正な処遇の実施**（被収容者の改善更生及び円滑な社会復帰を図るため、被収容者の個々の状況に応じて、収容環境の維持を含めた適切な処遇を実施する。）
- (3) **矯正施設の適正な運営に必要な民間委託等の実施**（職員の業務負担の軽減を図るとともに、矯正処遇の充実を図るため、民間委託等を実施する。）

7 更生保護活動の適切な実施（犯罪をした者及び非行のある少年の社会内における改善更生等を図るとともに、犯罪の予防を目的とした国民の活動を促進する。）

- (1) **保護観察対象者等の改善更生等**（保護観察対象者等の再犯防止及び改善更生のため、社会内において適切な処遇を行うとともに、犯罪や非行のない地域社会作りのため、犯罪予防を目的とした国民の活動を促進する。）
- (2) **医療観察対象者の社会復帰**（心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の社会復帰を促進するため、医療観察対象者に対する地域社会における処遇の適正かつ円滑な実施を確保する。）

8 破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施（公共の安全の確保を図るため、破壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査、処分の請求及び規制措置を行う。）

(1) 破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査等（公共の安全の確保を図るため、破壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査、処分の請求及び規制措置を行うとともに、その調査の過程で得られる情報を関係機関及び国民に適時適切に提供する。）

9 破壊的団体等の規制処分の適正な審査・決定（公共の安全の確保に寄与するために行う破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関し適正な審査及び決定を行う。）

(1) 破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制処分の適正な審査・決定（破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体に対する規制処分に関し、適正な審査及び決定を行う。）

III 国民の権利擁護

10 国民の財産や身分関係の保護（経済活動や社会活動に不可欠である財産上及び身分上の権利を適切に保全するための法制度を整備するとともに、円滑な運営を行う。）

(1) 登記事務の適正円滑な処理（不動産取引の安全と円滑、会社・法人等に係る信用の維持等を図るとともに、登記に関する国民の利便性を向上させるため、登記事務を適正・円滑に処理する。）

(2) 国籍・戸籍・供託・遺言書保管事務の適正円滑な処理（我が国における身分関係の安定及び国民の権利の保全を図るため、国籍・戸籍・供託・遺言書保管に関する法制度を整備し、これを適正・円滑に運営する。）

(3) 債権管理回収業の審査監督（暴力団等反社会的勢力が参入することなどを防止し、適正な債権管理回収業務を実施させるため、債権管理回収業の許可について厳格な審査を行うとともに、債権回収会社の業務の適正な運営を確保するため、債権回収会社に対して立入検査を中心とした監督を行う。）

11 人権の擁護（人権の擁護に関する施策を総合的に推進する。）

(1) 人権尊重思想の普及高揚並びに人権侵害による被害の救済及び予防（人権が尊重される社会の実現に寄与するため、人権尊重思想の普及高揚並びに人権侵害による被害の救済及び予防を図るなど、国民の人権の擁護を積極的に行う。）

IV 国の利害に関係のある争訟の統一的かつ適正な処理

12 国の利害に関係のある争訟の統一的かつ適正な処理（国民個人の権利・利益と国の正当な利益との間における争訟に対して、統一的に対処し適正な調和を図る。）

(1) 国の利害に関係のある争訟の適正・迅速な処理（国民の期待に応える司法制度の実現に寄与するため、国の利害に関係のある争訟を適正・迅速に処理する。）

V	出入国の公正な管理及び外国人との共生社会の実現に向けた環境整備
	13 出入国の公正な管理及び外国人との共生社会の実現に向けた環境整備（出入国在留管理行政を通じて国際協調と国際交流の増進を図るとともに、不法滞在者等を生まない社会を構築する。） (1) 円滑な出入国審査、不法滞在者等対策の推進及び外国人との共生社会の実現（我が国の国際交流の推進及び観光立国実現のため、円滑な出入国審査の実施を推進するとともに、安全・安心な社会の実現のため、不法滞在者等対策を推進する。また、外国人との共生社会の実現に向けた環境整備を行う。）
VI	法務行政における国際化対応・国際協力
	14 法務行政における国際化対応・国際協力（外国関係機関との連携等を通じて、法務行政の国際化や諸外国への協力を適切に対応する。） (1) 法務行政の国際化への対応（国際化する法務行政の円滑な運営を図る。） (2) 法務行政における国際協力の推進（国際連合その他国際機関等と緊密に連携・協力して行う世界各国の刑事司法実務家を対象とした国際研修等の活動や、アジア等の開発途上国を対象とした法制度整備支援等を通じて、世界各国に「法の支配」と良い統治（グッド・ガバナンス）を推進させ、その発展に寄与するとともに、我が国の国際社会における地位の向上等に資するため、法務省が所掌事務に関連して有する知見等を他国や国際機関等に提供するなどの国際協力を推進する。）
VII	法務行政全般の円滑かつ効率的な運営
	15 法務行政全般の円滑かつ効率的な運営（説明責任の履行、透明性の確保、人的物的体制の整備確立等を通じて、法務行政を円滑かつ効率的に運営する。） (1) 法務行政に対する理解の促進（法務行政を国民に開かれた存在にし、その理解の促進を図る。） (2) 施設の整備（司法制度改革の推進や治安情勢の変化に伴って生じる新たな行政需要等を踏まえ、十分な行政機能を果たすことができるよう、執務室等の面積が不足している施設や、長期間の使用により老朽化した施設等について所要の整備、防災・減災対策を行う。） (3) 法務行政の情報化（国民の利便性、行政サービスの向上を図るため、法務行政手続の情報化を推進するとともに、法務省で運用する情報システムについて、政府全体で取り組んでいる業務・システムの最適化を図り、業務及び情報システムの効率化を推進する。） (4) 職員の多様性及び能力の確保（社会経済情勢の変動に適切に対応するため、職員の多様性を確保し、能力の開発・向上を図る。）

【令和 7 年度事前評価実施結果報告書】

事業評価方式

令和 7 年度政策評価書要旨

評価実施時期： 令和 7 年 8 月

担当部局名：法務総合研究所総務企画部企画課

施 策 名	社会経済情勢を踏まえた法務に関する調査研究の計画的実施と提言（外国人による犯罪に関する研究）	政策体系上の位置付け 法務に関する調査研究（I－3－(1)）
事 業 の 概 要	内外の社会経済情勢を踏まえた研究題目の選定、国内外の情勢の調査研究の計画的実施と必要な刑事政策上の提言を行う。	
評 価 方 式	事業評価方式	
政 策 評 価 の 結 果 の 概 要	本研究は、外国人による犯罪の動向や実態を調査し、今後の外国人犯罪対策や外国人犯罪者の処遇を検討するための基礎資料を提供することを目的としている。この目的の是非及び達成の見込みについて、外部有識者等で構成される研究評価検討委員会による評価を受けた。 評価の結果の概要は、以下のとおり、必要性、効率性及び有効性のいずれの観点からも高く評価され、評点の合計点は 70 点中 64 点であり、評価基準第 3 の 3 に基づき「大いに効果があると見込まれる」と評価された。 1 必要性 本研究は、調査対象外国人の年齢、性別、国籍、在留資格、来日目的、渡航費用、同費用調達方法、前科・前歴、犯行罪名、犯行に至った経緯・動機、犯行態様、共犯関係、犯罪組織等への帰属等の外国人による犯罪の動向や実態を調査するものであり、今後の外国人による犯罪への対策や外国人犯罪者の処遇の在り方等の検討に資する資料を提供するものである上、かかる調査を通じて、外国人犯罪者の特徴や外国人が抱える問題点を浮き彫りにさせることで、不法滞在を行おうとする者等の入国阻止に向けた厳格な出入国審査等の水際対策の実施や、国内に不法滞在する者等への対策の推進、ひいては、外国人に対する偏見や不当な差別等をなくし、外国人との共生社会を実現するために必要となる施策にも資する資料を提供するものであり、法務省の重要な施策に密接に関連する研究として、実施の必要性が極めて高い。加えて、本研究は、一定期間に有罪判決を言い渡された外国人を調査対象として刑事確定記録を閲覧するほか、必要に応じ、刑事施設や保護観察所における聴取等を行い、外国人による犯罪の実態を調査するものであるから、法務総合研究所以外の研究機関では代替する研究を実施することが著しく困難である。さらに、近年、新たな在留資格の創設等が行われたことに加え、外国人による犯罪の検挙件数が増加していることからすると、外国人による犯罪の実態等を調査することは、喫緊の課題となっているといえ、本研究のテーマは、早期に実施する必要性が極めて高い。 2 効率性 本研究では、法律又は協定により特別の取扱いが定められている特別永住者及び在日米軍関係者を除き、一定期間に有罪の判決を言い渡された外国人による犯罪を広く調査対象として設定しており、具体的な調査項目・調査対象については今後更に検討の余地があるものの、外国人による犯罪の実態を調査するなどとの本研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定は適切なものとなる見込みである。また、本研究は、有識者の助言を受けながら、出入国在留管理庁の協力のもと、検察官、刑務官、法務技官、保護観察官等として外国人による犯罪の処分・処遇に関する実務経験を有する研究官で構成するチームが、調査計画に基づき、判決書その他の記録による調査を実施し、得られた調査結果につき統計学的に妥当な手法を用いて分析するものであり、具体的な調査計画については今後更に検討の余地があるものの、前記研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法は適切なものとなる見込みである。さらに、本研究に用いるデータの入手方法は、法務省の機関としての利点を生かしたものである上、その分析方法も、研究官が専門的知見をもって	

	既存の設備・備品等を活用して行うものであり、研究の手法は費用対効果の観点から、十分に合理的なものとなる見込みである。 3 有効性 本研究では、外国人による犯罪の実態及び処遇を明らかにした上、犯罪への対策や処遇・支援の在り方に関する課題と展望を取りまとめる予定であり、法務総合研究所における先行研究から10年以上が経過し、その間に在留資格等に関する法改正が行われたことなどを踏まえると、外国人との共生施策の企画・立案等や、大学の研究等に大いに利用される見込みである。		
関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
	「世界一安全な日本」創造戦略 2022	令和4年12月20日（閣議決定）	Ⅱ－6－（2） 不法入国等の事前阻止 Ⅱ－6－（3） 不法滞在者の縮減に向けた対策強化
	外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ（令和7年度一部変更）	令和7年6月6日（外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定）	第4－4－（3）－ウ 外国人の生活状況に係る実態把握のための政府統計の充実等
	外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和7年度改訂）	令和7年6月6日（外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定）	Ⅱ－5－（2）－ウ 外国人の生活状況に係る実態把握のための政府統計の充実等 Ⅱ－5－（2）－カ－④ 不法滞在者等への対策強化

令和7年度事前評価実施結果報告書

1. 施策名等

施 策 名	社会経済情勢を踏まえた法務に関する調査研究の計画的実施と提言（外国人による犯罪に関する研究）		
政 策 体 系 上 の 位 置 付 け	法務に関する調査研究 （Ⅰ－3－(1)）		
施 策 の 概 要	内外の社会経済情勢を踏まえた研究題目の選定、国内外の情勢の調査研究の計画的実施と必要な刑事政策上の提言を行う。		
政策評価実施時期	令和7年8月	担 当 部 局 名	法務総合研究所総務企画部企画課
評 価 方 式	事業評価方式		

2. 事業等の内容

（1）課題・ニーズ

外国人の新規入国者数は、平成25年以降急増して令和元年には約2,840万人に達し、2年2月以降、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）に基づき入国拒否を行う対象地域の指定を始めとした水際対策が開始されたことにより、2年連続で大幅に減少したものの、4年3月以降、水際対策の段階的な緩和等により増加し、5年は前年の約6.9倍である2,375万1,693人と、新型コロナウイルス感染症の感染拡大前である元年の83.6%の水準まで回復した。また、在留外国人の年末人員（中長期在留者と特別永住者の合計数）は、平成27年以降過去最多を更新し続けた後、令和2年から2年連続で減少したが、4年から増加し、5年は341万992人（前年比10.9%増）となり、過去最多を更新した。

このように外国人新規入国者数や在留外国人人員が増加傾向にある中、外国人による犯罪の検挙件数について概観すると、刑法犯は、平成17年をピークに18年からは減少傾向にあったが、令和5年は前年より増加し、1万5,541件（前年比20.0%増）であり、特別法犯（交通法令違反を除く）は、平成17年をピークに24年まで減少した後、28年から5年連続で増加し、令和3年からは2年連続で減少したものの、5年は前年より増加し、9,352件（前年比24.5%増）であった。

さらに、平成30年に、中小・小規模事業者を始めとして深刻化する人材不足に対応するため、在留資格「特定技能1号」及び「特定技能2号」が創設され、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れることが可能となり、令和6年には、就労を通じた人材育成及び人材確保を目的とする新たな在留資格として「育成就労」の在留資格が創設されたことで、今後より一層多くの外国人が来日し、中長期在留資格で在留することとなり、これに伴い、外国人による犯罪の検挙件数の増加が懸念される。

そこで、外国人による犯罪に対して効果的な対策を講じる必要があり、そのためには、外国人による犯罪の動向や実態を明らかにするとともに、外国人犯罪者の特徴や外国人が抱える問題点を浮き彫りにする調査研究を実施することが必要であり、かかる調査研究の成果は、刑事政策上の個々の施策に資することはもちろんのこと、①厳格な出入国審査等の水際対策の実施、②国内に不法滞在する者等への対策の推進等出入国在留管理行政の施策（出入国在留管理基本計画（平成31年策定））にも資するものと考えられる。

これまで、法務総合研究所では、「外国人犯罪に関する研究」（平成26年研究部報告）を発刊し、新たに入所した外国人受刑者を対象とする特別調査において、犯罪の実態や特性、被害の程度等に関する調査結果を明らかにしているが、当該調査結果の公表からは相当期間が経過している。その間に前記出入国在留管理制度の改正等があったことも

踏まえ、外国人による犯罪について早期に研究を行い、近年における外国人による犯罪の動向や実態を明らかにし、今後の外国人による犯罪への対策や外国人犯罪者の処遇の在り方等の検討に資する基礎資料を提供する必要性は高い。

(2) 目的・目標

本研究の目的は、「外国人による犯罪の動向や実態を調査し、今後の外国人犯罪対策や外国人犯罪者の処遇を検討するための基礎資料を提供すること」である。

(3) 具体的内容

ア 研究期間

令和8年度から同9年度までの2か年

イ 研究内容

(ア) 外国人による犯罪の動向

出入国管理統計、警察統計、検察統計、矯正統計、保護統計等を用いて、外国人による犯罪の発生状況やその動向のほか、当該事犯の受刑者及び保護観察対象者の施設内及び社会内処遇の状況等を取りまとめる。

(イ) 外国人による犯罪に関する実態調査

一定期間に有罪の判決を言い渡された外国人（特別永住者及び在日米軍関係者を除く）を調査対象とし、判決書を含む刑事確定記録を閲覧するほか、必要に応じ、刑事施設や保護観察所における聴取等を行うことにより、調査対象外国人の年齢、性別、国籍、在留資格、来日目的、使用言語、日本語能力、渡航費用、同費用調達方法、前科・前歴、犯行罪名、犯行に至った経緯・動機、犯行態様、共犯関係、犯罪組織・犯罪周辺組織への帰属、認否・上訴関係等外国人による犯罪の実態を調査する。

(ウ) 外国人犯罪者の処遇に関する調査

刑事施設、保護観察所等において、外国人特有の課題に対して実施されている各種取組や、指導及び支援に関する関係機関・団体等との連携状況についての実地調査を行う。

ウ 成果物の取りまとめ

前記研究内容を総合して、外国人による犯罪の実態及び処遇を明らかにし、外国人犯罪者の再犯防止に向けた処遇や支援の在り方に関する課題と展望を取りまとめて、研究部報告等として発刊する。

エ 検証を行う時期

本研究を終了した時点から、2年経過後に実施する。

3. 評価手法等

外部有識者等で構成される研究評価検討委員会（学者委員7名、法務省の他部局員4名の計11名により構成）において、本研究の上記目的の是非及び達成の見込みについて検証した上、評価基準第4の1に掲げる各評価項目について4段階（AからD）で評価を行い、各評価に応じた評点を付すものとし、その評点の合計点に応じて、本研究の効果について判定する。

4. 評価の内容

本研究について、令和7年5月19日に実施された研究評価検討委員会の結果を踏まえ、評価基準第4の1に掲げる各評価項目について、次のとおり評価を行った（各評価項目の評点は別添のとおりである。）。

（必要性の評価項目）

本研究は、調査対象外国人の年齢、性別、国籍、在留資格、来日目的、渡航費用、同費用調達方法、前科・前歴、犯行罪名、犯行に至った経緯・動機、犯行態様、共犯関係、犯罪組織等への帰属等の外国人による犯罪の動向や実態を調査するものであり、今後の外国

人による犯罪への対策や外国人犯罪者の処遇の在り方等の検討に資する資料を提供するものである上、かかる調査を通じて、外国人犯罪者の特徴や外国人が抱える問題点を浮き彫りにさせることで、不法滞在を行おうとする者等の入国阻止に向けた厳格な出入国審査等の水際対策の実施や、国内に不法滞在する者等への対策の推進、ひいては、外国人に対する偏見や不当な差別等をなくし、外国人との共生社会を実現するために必要となる施策にも資する資料を提供するものであり、法務省の重要な施策に密接に関連する研究として、実施の必要性が極めて高い。加えて、本研究は、一定期間に有罪判決を言い渡された外国人を調査対象として刑事確定記録を閲覧するほか、必要に応じ、刑事施設や保護観察所における聴取等を行い、外国人による犯罪の実態を調査するものであるから、法務総合研究所以外の研究機関では代替する研究を実施することが著しく困難である。さらに、近年、新たな在留資格の創設等が行われたことに加え、外国人による犯罪の検挙件数が増加していることからすると、外国人による犯罪の実態等を調査することは、喫緊の課題となっているといえ、本研究のテーマは、早期に実施する必要性が極めて高い。こうした研究評価検討委員会における必要性を評価する3項目については、30点中30点であったことから、本研究の必要性は、高いものと認められる。

(効率性の評価項目)

本研究では、法律又は協定により特別の取扱いが定められている特別永住者及び在日米軍関係者を除き、一定期間に有罪の判決を言い渡された外国人による犯罪を広く調査対象として設定しており、具体的な調査項目・調査対象については今後更に検討の余地があるものの、外国人による犯罪の実態を調査するなどの本研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定は適切なものとなる見込みである。また、本研究は、有識者の助言を受けながら、出入国在留管理庁の協力のもと、検察官、刑務官、法務技官、保護観察官等として外国人による犯罪の処分・処遇に関する実務経験を有する研究官で構成するチームが、調査計画に基づき、判決書その他の記録による調査を実施し、得られた調査結果につき統計学的に妥当な手法を用いて分析するものであり、具体的な調査計画については今後更に検討の余地があるものの、前記研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法は適切なものとなる見込みである。更に、本研究に用いるデータの入手方法は、法務省の機関としての利点を生かしたものである上、その分析方法も、研究官が専門的知見をもって既存の設備・備品等を活用して行うものであり、研究の手法は費用対効果の観点から、十分に合理的なものとなる見込みである。こうした研究評価検討委員会における効率性を評価する3項目については、30点中24点であったことから、効率的になされるものと見込まれる。

(有効性の評価項目)

本研究では、外国人による犯罪の実態及び処遇を明らかにした上、犯罪への対策や処遇・支援の在り方に関する課題と展望を取りまとめる予定であり、法務総合研究所における先行研究から10年以上が経過し、その間に在留資格等に関する法改正が行われたことなどを踏まえると、外国人との共生施策の企画・立案等や、大学の研究等に大いに利用される見込みである。こうした研究評価検討委員会における有効性を評価する1項目については、10点中10点であったことから、本研究の有効性は、高いものと見込まれる。

(総合評価)

したがって、本研究は、必要性、効率性及び有効性を総合すると高く評価することができ、評点の合計点は70点中64点であったことから、評価基準第3の3に基づき、大いに効果があると見込まれる。

5. 学識経験を有する者の知見の活用

(1) 実施時期

令和7年9月9日～10月3日

(2) 実施方法

持ち回り審議

(3) 意見及び反映内容の概要

別添「令和7年度法務省事前評価実施結果報告書（案）に対する質問・意見及び回答」のとおり

6. 施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）

○「「世界一安全な日本」創造戦略2022」（令和4年12月20日閣議決定）*1

Ⅱ 戦略の内容

6 外国人との共生社会の実現に向けた取組の推進

(2) 不法入国等の事前阻止

(3) 不法滞在者の縮減に向けた対策強化

○「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ（令和7年度一部変更）」（令和7年6月6日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定）*2

第4 重点事項に関する中長期的に取り組む施策

4 共生社会の基盤整備に向けた取組

(3) 具体的な取組

ウ 外国人の生活状況に係る実態把握のための政府統計の充実等

○「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和7年度改訂）」（令和7年6月6日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定）*3

Ⅱ 施策

5 共生社会の基盤整備に向けた取組

(2) 具体的施策

ウ 外国人の生活状況に係る実態把握のための政府統計の充実等

カ 共生社会の基盤としての在留管理体制の構築

④ 不法滞在者等への対策強化

7. 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報

なし

8. 備考

○平成25年版犯罪白書「グローバル化と刑事政策」

○研究部報告53「外国人犯罪に関する研究」

*1 「「世界一安全な日本」創造戦略2022」（令和4年12月20日閣議決定）

Ⅱ 戦略の内容

6 外国人との共生社会の実現に向けた取組の推進

(2) 不法入国等の事前阻止

① 不法上陸・不正上陸等の取締り強化

② 相互事前旅客情報システムの導入

③ 電子渡航認証制度の導入

④ 事前審査（プレクリアランス）の実施

(3) 不法滞在者の縮減に向けた対策強化

① 不法滞在者の取締りに係る情報収集の強化

② 不法就労者等の取締りの強化

③ 外国人犯罪を助長する犯罪インフラ対策の推進

④ 送還忌避者の送還の促進

- *2 「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ（令和7年度一部変更）」（令和7年6月6日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定）

第4 重点事項に関する中長期的に取り組む施策

4 共生社会の基盤整備に向けた取組

（3）具体的な取組

ウ 外国人の生活状況に係る実態把握のための政府統計の充実等

「在留外国人に対する基礎調査」等を継続的に実施し、国籍、在留資格、主な使用言語等の属性にも留意した上で、外国人が抱える職業上、日常生活上、社会生活上の問題点を的確に把握することで、共生施策の企画・立案・実施に反映させる。

- *3 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和7年度改訂）」（令和7年6月6日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定）

II 施策

5 共生社会の基盤整備に向けた取組

（2）具体的施策

ウ 外国人の生活状況に係る実態把握のための政府統計の充実等

在留外国人の置かれている状況及び在留外国人が抱える職業生活上、日常生活上、社会生活上の問題点を的確に把握することを目的とした「在留外国人に対する基礎調査」について、共生施策の企画・立案により資するものとなるよう、これまで実施した調査の結果を踏まえつつ調査を実施する。調査によって得られた結果について、関係省庁に共有し、共生施策の企画・立案・実施に適切に反映させていく。また、引き続き共生施策に係るその他の調査についても検討していく。

カ 共生社会の基盤としての在留管理体制の構築

④ 不法滞在者等への対策強化

外国人を収容する施設等においては、引き続き通訳・翻訳体制の充実を進めるなど、外国人被収容者処遇等の充実を図る。

研究評価検討委員会における評価基準

第1 目的

本評価基準は、研究評価検討委員会が法務省法務総合研究所研究部が実施する特別研究（以下「研究」という。）に関する評価を実施するに当たって、同委員会における研究の評価の観点を明らかにし、より客観的な研究の評価の実施に資することを目的とする。

第2 適用対象

本評価基準は、法務省の政策評価の対象となった研究の評価を実施する場合に適用する。ただし、当該研究の実施方法等に鑑み、本評価基準で評価することが適当でないと研究評価検討委員会が認める研究については、本評価基準とは別の基準で評価を実施することができるものとする。

第3 評価の実施方法

本評価基準を用いての評価方法は以下のとおりとする。

- 1 評価対象の研究に関し、研究の実施前（事前評価）及び研究の実施後（事後評価）に、「第4 評価項目」の「1 事前評価」及び「2 事後評価」に掲げる各評価項目について評価を行うものとする。
- 2 各項目の評価は4段階（AからD）で行い、各評価に応じて、以下のとおり評点を付すものとする。
 - A…評点 10 点
 - B…評点 7 点
 - C…評点 5 点
 - D…評点 0 点
- 3 各評価項目で付された評点を合計した点数に応じて、評価対象の研究の効果を以下のとおり判定する。
 - 合計点 56 点以上 … 大いに効果があった。
 - 合計点 49 点以上 56 点未満 … 相当程度効果があった。
 - 合計点 35 点以上 49 点未満 … 効果があった。
 - 合計点 35 点未満 … あまり効果がなかった。
- 4 研究評価検討委員会の各委員は、法務総合研究所に対し、本評価基準による評価の実施に必要な資料等を求めることができるものとする。

第4 評価項目

1 事前評価

評価対象の研究に関し、以下の項目について評価を実施する。

(1) 法務省の施策に関連して必要なものか。

ア 評価の観点【主に研究の必要性】

法務省の施策においては、犯罪防止、犯罪者処遇を含め、我が国の刑事政策の適切な策定運用が求められるが、この観点から、法務省の施策に関連するものであれば、当該研究の必要性は高いと認められることから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する。

- A…法務省の重要な施策に密接に関連する研究であり，実施の必要性が極めて高い。
- B…法務省の重要な施策に関連し，又は，法務省の施策に密接に関連する研究であり，実施の必要性が高い。
- C…法務省の施策に関連する研究であり，実施の必要性がある。
- D…法務省の施策に関連しない研究であり，実施の必要性が乏しい。

(2) 代替性のない研究であるか。

ア 評価の観点【主に研究の必要性】

当該研究が，他の研究機関で実施できないものであれば，当該研究は法務省で行う必要性が高い上，研究の価値，効果も高いといえることから，この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する。

- A…他の研究機関では代替する研究の実施が著しく困難である。
- B…他の研究機関では代替する研究の実施が困難である。
- C…他の研究機関でも類似の研究を実施可能であるが，代替性があるとまではいえない。
- D…他の研究機関でも同程度の研究が実施可能である。

(3) 早期に研究を実施すべきテーマであるか。

ア 評価の観点【主に研究の必要性】

研究テーマが，刑事政策上の課題となっているなど，早期に研究を実施すべきものであれば，当該研究の必要性が高く認められることから，この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する

- A…早期に研究を実施する必要性が極めて高いテーマである。
- B…早期に研究を実施する必要性が高いテーマである。
- C…早期に研究を実施する必要性がそれほど高くはないテーマである。
- D…早期に研究を実施する必要性がないテーマである。

(4) 研究における調査対象の設定が適切であるか。

ア 評価の観点【主に研究の効率性】

研究の趣旨・目的に沿った研究成果を効率的に得る上で，調査対象の設定（調査対象及びその範囲のほか，研究の性質によっては，調査対象件数や期間の設定等を含む。）が適切になされることが重要であることから，この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する。

- A…研究の趣旨・目的に照らし，調査対象の設定は非常に適切なものとなる見込みである。
- B…研究の趣旨・目的に照らし，調査対象の設定は適切なものとなる見込みであ

る。

C…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定はおおむね適切なものとなる見込みである。

D…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定は適切ではないものとなる見込みである。

(5) 研究の実施体制・手法が適切であるか。

ア 評価の観点【主に研究の効率性】

当該研究が効率的になされるためには、専門性のある者等による適切な研究実施体制の下で、信用性のあるデータが収集され、信頼性のある手法で多様な視点から分析が行われるなど、研究の実施体制・手法が適切であることが必要であるから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

A…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法は非常に適切なものとなる見込みである。

B…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法は適切なものとなる見込みである。

C…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法はおおむね適切なものとなる見込みである。

D…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法は適切ではないものとなる見込みである。

(6) 研究手法が費用対効果の観点から合理的であるか。

ア 評価の観点【主に研究の効率性】

当該研究が効率的であるためには、データ・資料の入手その他の研究手法が、当該研究の趣旨・目的に沿った成果を達成する観点から、合理的な範囲の費用支出にとどまるものであることが重要であることから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

A…研究手法は費用対効果の観点から、十分に合理的なものとなる見込みである。

B…研究手法は費用対効果の観点から、合理的なものとなる見込みである。

C…研究手法は費用対効果の観点から、おおむね合理的なものとなる見込みである。

D…研究手法は費用対効果の観点から、合理性を欠くものとなる見込みである。

(7) 法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討や大学の研究等に利用されるか。

ア 評価の観点【主に研究の有効性】

当該研究の成果物が、法務省を始めとする行政機関等において法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討に利用され、又は、大学での研究その他の場で広く利用されることは、当該研究が法務省の施策等に直接又は間接に役立ち得ることを明らかにするとともに、広くは、国民の刑事政策への理解協力、ひいては犯罪防止や犯罪者処遇の改善等につながるものであることから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する。

- A…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に大いに利用される見込みである。
- B…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に利用される見込みである。
- C…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に多少利用される見込みである。
- D…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に利用される見込みが乏しい。

2 事後評価

評価対象の研究に関し，以下の項目について評価を実施する。

(1) 法務省の施策等に関連して必要なものか。

ア 評価の観点【主に研究の必要性】

法務省の施策においては，犯罪防止，犯罪者処遇を含め，我が国の刑事政策の適切な策定運用が求められるが，実際の研究成果が，現に，この観点から，法務省の施策に関連するものであれば，当該研究の必要性は高かったと認められることから，この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する。

- A…現に法務省の重要な施策に密接に関連する研究であり，実施の必要性が極めて高かった。
- B…現に法務省の重要な施策に関連し，又は，法務省の施策に密接に関連する研究であり，実施の必要性が高かった。
- C…現に法務省の施策に関連する研究であり，実施の必要性があった。
- D…現に法務省の施策に関連しない研究であり，実施の必要性が乏しかった。

(2) 代替性のない研究であるか。

ア 評価の観点【主に研究の必要性】

当該研究が，他の研究機関で現に実施されておらず，実施された研究の成果が他では得られないものであれば，当該研究は法務省で行う必要性が高かったと認められる上，研究の価値，効果も高いといえることから，この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する。

- A…他の研究機関では代替する研究が現に実施されておらず，今後その見込みも乏しい。
- B…他の研究機関では代替する研究が現に実施されていない。
- C…他の研究機関でも類似の研究が実施されたが，研究成果において代替性があるとまではいえなかった。
- D…他の研究機関でも同程度の研究が実施された。

(3) 研究における調査対象の設定が適切であるか。

ア 評価の観点【主に研究の効率性】

実施された研究において、研究の趣旨・目的に沿った研究成果を効率的に得る上で、調査対象の設定（調査対象及びその範囲のほか、研究の性質によっては、調査対象件数や期間の設定等を含む。）が適切になされたことが重要であることから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

- A…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定は非常に適切であった。
- B…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定は適切であった。
- C…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定はおおむね適切であった。
- D…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定は適切ではなかった。

(4) 研究の実施体制・手法が適切であるか。

ア 評価の観点【主に研究の効率性】

当該研究が効率的になされたと評価するためには、専門性のある者等による適切な研究実施体制の下で、信用性のあるデータが収集され、信頼性のある手法で多様な視点から分析が行われたなど、研究の実施体制・手法が適切であったことが必要であるから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

- A…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法は非常に適切であった。
- B…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法は適切であった。
- C…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法はおおむね適切であった。
- D…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法は適切ではなかった。

(5) 研究手法が費用対効果の観点から合理的であるか。

ア 評価の観点【主に研究の効率性】

当該研究が効率的であるためには、実施された研究において、データ・資料の入手その他の研究手法が、当該研究の趣旨・目的に沿った成果を達成する観点から、合理的な範囲の費用支出にとどまるものであったことが重要であることから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

- A…研究手法は費用対効果の観点から、十分に合理的なものであった。
- B…研究手法は費用対効果の観点から、合理的なものであった。
- C…研究手法は費用対効果の観点から、おおむね合理的なものであった。
- D…研究手法は費用対効果の観点から、合理性を欠くものであった。

(6) 研究の成果物は分かりやすいものであるか。

ア 評価の観点【主に研究の有効性】

当該研究の成果物の文書構成が適当であり、また、図表等による視覚的な配慮や平易な用語の使用などによって分かりやすいものになっていることは、実際に法務省やその他の場における利用状況に影響を与えるものであることから、この

点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する。

- A…実務家にとっても，研究の成果を利用し得る実務家以外の者にとっても分かりやすい。
- B…実務家にとっても分かりやすい。
- C…実務家にとっておおむね分かりやすい。
- D…実務家にとっても理解に時間を要する。

(7) 法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や大学の研究等に利用されたか。

ア 評価の観点【主に研究の有効性】

当該研究の成果物が，法務省を始めとする行政機関等において法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討に利用され，又は，大学での研究等その他の場で広く利用されたことは，当該研究が法務省の施策等に直接又は間接に役立ち得ることを明らかにするとともに，広くは，国民の刑事政策への理解協力，ひいては犯罪防止や犯罪者処遇の改善等につながるものであることから，この点を評価する。なお，当該研究の性質上，評価実施時期までに利用されていなくても，中長期的に見て利用される見込みが認められるものについては，その有効性を認め得ることから，評価に当たってこの点を加味することとする。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する。

- A…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に大いに利用された，又は，今後大いに利用される見込みである。
- B…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に利用された，又は，今後利用される見込みである。
- C…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に多少利用された，又は，今後多少利用される見込みである。
- D…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に利用されず，かつ，今後利用される見込みも乏しい。

事前評価結果表

【外国人による犯罪に関する研究】

評価項目		評価	評点	参考
必要性	1 法務省の施策に関連して必要なものか。	A	10点	本研究は、調査対象外国人の年齢、性別、国籍、在留資格、来日目的、渡航費用、同費用調達方法、前科・前歴、犯行罪名、犯行に至った経緯・動機、犯行態様、共犯関係、犯罪組織等への帰属等の外国人による犯罪の動向や実態を調査するものであり、今後の外国人による犯罪への対策や外国人犯罪者の処遇の在り方等の検討に資する資料を提供するものである上、かかる調査を通じて、外国人犯罪者の特徴や外国人が抱える問題点を浮き彫りにさせることで、不法滞在を行おうとする者等の入国阻止に向けた厳格な出入国審査等の水際対策の実施や、国内に不法滞在する者等への対策の推進、ひいては、外国人に対する偏見や不当な差別等をなくし、外国人との共生社会を実現するために必要となる施策にも資する資料を提供するものであり、法務省の重要な施策に密接に関連する研究として、実施の必要性が極めて高い。
	2 代替性のない研究であるか。	A	10点	本研究は、一定期間に有罪判決を言い渡された外国人を調査対象として刑事確定記録を閲覧するほか、必要に応じ、刑事施設や保護観察所における聴取等を行い、外国人による犯罪の実態を調査するものであるから、法務総合研究所以外の研究機関では代替する研究を実施することが著しく困難である。
	3 早期に研究を実施すべきテーマであるか。	A	10点	近年、新たな在留資格の創設等が行われたことに加え、外国人による犯罪の検挙件数が増加していることからすると、外国人による犯罪の実態等を調査することは、喫緊の課題となっているといえ、本研究のテーマは、早期に実施する必要性が極めて高い。
効率性	4 研究における調査対象の設定が適切であるか。	B	7点	本研究では、法律又は協定により特別の取扱いが定められている特別永住者及び在日米軍関係者を除き、一定期間に有罪の判決を言い渡された外国人による犯罪を広く調査対象として設定しており、具体的な調査項目・調査対象については今後更に検討の余地があるものの、外国人による犯罪の実態を調査するなどの本研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定は適切なものとなる見込である。
	5 研究の実施体制・手法が適切であるか。	B	7点	本研究は、有識者の助言を受けながら、出入国在留管理庁の協力のもと、検察官、刑務官、法務技官、保護観察官等として外国人による犯罪の処分・処遇に関する実務経験を有する研究官で構成するチームが、調査計画に基づき、判決書その他の記録による調査を実施し、得られた調査結果につき統計学的に妥当な手法を用いて分析するものであり、具体的な調査計画については今後更に検討の余地があるものの、前記研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法は適切なものとなる見込である。
	6 研究手法が費用対効果の観点から合理的であるか。	A	10点	本研究に用いるデータの入手方法は、法務省の機関としての利点を生かしたものである上、その分析方法も、研究官が専門的知見をもって既存の設備・備品等を活用して行うものであり、研究の手法は費用対効果の観点から、十分に合理的なものとなる見込である。
有効性	7 法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討や、大学の研究等に利用されるか。	A	10点	本研究では、外国人による犯罪の実態及び処遇を明らかにした上、犯罪への対策や処遇・支援の在り方に関する課題と展望を取りまとめる予定であり、法務総合研究所における先行研究から10年以上が経過し、その間に在留資格等に関する法改正が行われたことなどを踏まえると、外国人との共生施策の企画・立案等や、大学の研究等に大いに利用される見込である。

評点合計： 64点 / 70点

令和 7 年度政策評価書要旨

評価実施時期： 令和 7 年 8 月

担当部局名：大臣官房施設課

施 策 名	施設の整備（浜松拘置支所新営工事）		政策体系上の位置付け	
			Ⅶ－15－(2)	
事 業 の 概 要	司法制度改革の推進や治安情勢の変化に伴って生じる新たな行政需要等を踏まえ、十分な行政機能を果たすことができるよう、執務室等の面積が不足している施設や、長期間の使用により老朽化した施設等について所要の整備、防災・減災対策を行う。			
評 価 方 式	事業評価方式			
政 策 評 価 の 結 果 の 概 要	事業計画の必要性、事業計画の合理性、事業計画の効果の観点から事前評価を実施した結果、新規採択事業としての要件を満たしている。			
	評価の観点 (基準)	事業計画の 必要性 (100 点以上)	事業計画の 合理性 (100 点)	事業計画の 効果 (100 点以上)
	名称			
	浜松拘置支所	106 点	100 点	121 点
関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）	

令和7年度事前評価実施結果報告書

1. 施策名等

施 策 名	施設の整備（浜松拘置支所新営工事）		
政 策 体 系 上 の 位 置 付 け	法務行政全般の円滑かつ効率的な運営 （Ⅶ－15－（2））		
施 策 の 概 要	司法制度改革の推進や治安情勢の変化に伴って生じる新たな行政需要等を踏まえ、十分な行政機能を果たすことができるよう、執務室等の面積が不足している施設や、長期間の使用により老朽化した施設等について所要の整備、防災・減災対策を行う。		
政策評価実施時期	令和7年8月	担 当 部 局 名	大臣官房施設課
評 価 方 式	事業評価方式		

2. 事業等の内容

（1）課題・ニーズ

浜松拘置支所は、昭和44年度に整備された旧耐震基準制定前の建物であり、耐震安全性が確保されていないほか、築後55年が経過していることから、経年による著しい劣化が生じている状況であることから、これらを解消することが求められている。

（2）目的・目標

現浜松拘置支所の敷地において建て替えを行い、現施設の耐震強度不足及び老朽を解消することを目的とする。

（3）具体的内容

事業場所：静岡県浜松市中央区鴨江3丁目33番1号

事業時期：令和8年度から

延べ面積：3,506平方メートル

入居庁：浜松拘置支所

3. 評価手法等

「法務省大臣官房施設課における事業評価システム」のとおりである。

4. 評価の内容

- （1）事業計画の必要性に関する評価が100点以上であること（別添資料 3 事業計画の必要性）。

事業計画の必要性：106点

・耐震基準を満たしていないことに加え、経年による建物の老朽及び塩害による被害が進行している。

- （2）事業計画の合理性に関する評価が100点以上であること（別添資料 4 事業計画の合理性）。

事業計画の合理性：100点

・現状施設は、耐震強度が不足しているため、耐震改修等が必要であるところ、同等の性能が確保できる他の案^{*1}との経済比較（コスト比較）を行った結果、本事業案の方が経済的であった。

事業案の費用：約0.9億円／年（建て替え後、65年使用することを想定）

他の案の費用：約1.7億円／年（現施設を築後65年使用することを想定（耐震改修等実施後7年使用することを想定））

- （3）基本機能（B1）及び付加機能（B2）が適切に反映されているものを効果のある事業計画とする。

- ア 基本機能（Ｂ１）*²（別添資料 ５ 事業計画の効果（Ｂ１））：121 点
- ・現予定地での新営整備は、周辺に道路が整備され良好なアクセスが確保されており好条件である。
- イ 付加機能（Ｂ２）の評価*³（別添資料 ６ 事業計画の効果（Ｂ２））において、特に充実した取組（Ａ評価*⁴）及び充実した取組（Ｂ評価*⁵）が計画されており、付加機能が適切に反映されていると評価できる。
- （ア）Ａ評価の内訳（３項目）
- ①人権（地域住民の人権に配慮した建物計画、被疑者・被収容者等の人権に配慮した建物計画、来庁者の人権に配慮した建物計画）、②防災性（落雷への特別な対策、保管室の防火性能の確保）、③保安性（保安性の確保のための特別な対策、被疑者・被収容者等の監視を容易にする工夫、保管室の防犯性能の確保のための特別な対策）に対して特に充実した取組が計画されている。
- （イ）Ｂ評価の内訳（２項目）
- ①環境保全性（自然エネルギー利用のための特別な対策、断熱性向上のための特別な対策、木材利用促進）②耐用・保全性（メンテナンスを容易にする工夫）に対して充実した取組が計画されている。
- （ウ）Ｃ評価の内訳（２項目）
- ①地域性、②ユニバーサルデザインに対して一般的な取組が計画されている。

以上（１）、（２）及び（３）より、新規採択事業としての要件を満たしていると評価できる。

5. 学識経験を有する者の知見の活用

- （１）実施時期
令和 7 年 9 月 9 日～10 月 3 日
- （２）実施方法
持ち回り審議
- （３）意見及び反映内容の概要
別添「令和 7 年度法務省事前評価実施結果報告書（案）に対する質問・意見及び回答」のとおり

6. 施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）

なし

7. 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報

なし

8. 備考

*1 「他の案」

現在地での耐震改修及び模様替えを想定したもの。

*2 「基本機能（Ｂ１）」

基本性能（Ｂ１）が基準レベル（100 点）以上のものを効果のある事業計画とする。

*3 「付加機能の評価」

事業評価の効果（Ｂ２）に関する評価指標は、「国家機関の建築物及びその附帯施設の位置、規模及び構造に関する基準（平成 6 年 12 月 25 日付け建設省告示第 2379 号）」を満たしているものを「一般的な

取組が計画されている」（C評価）とし、これに付加して更なる取組を行っているものについて評価するものである。なお、官庁施設の計画では、同基準に定める社会性、環境保全性、機能性及び経済性についての基準を満たすことが必要とされている。

*4 「A評価」

B評価に加えた取組が計画されていると評価される場合

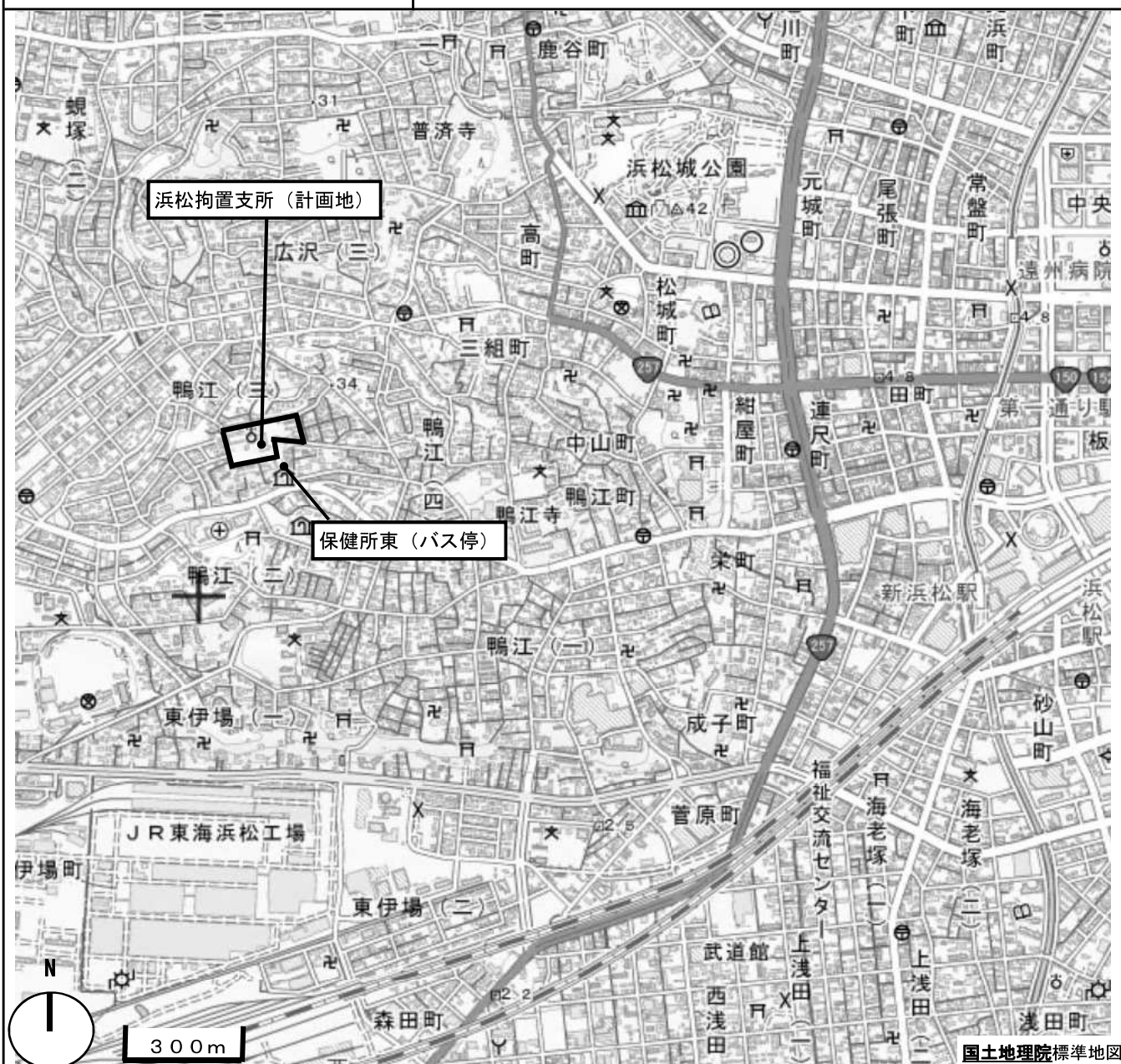
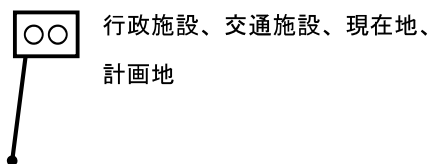
*5 「B評価」

C評価に加えた取組が計画されていると評価される場合

浜松拘置支所新営工事
事業評価資料

1 計画地周辺状況

凡例 主要施設



官署No.	官署名称	アプローチ
		[バス]
1	浜松拘置支所	保健所東より徒歩約5分

2 整備方針

○ 浜松拘置支所

目的	方針	
矯正業務の維持・向上	地域との調和	○景観への配慮 ・周囲の景観に調和した施設計画
		○安全性の確保 ・外部からの視線の制御 ・保管理体制の確保（逃走防止等への配慮） ・外部からの侵害行為に対する配慮
	来訪者対応機能の充実	○面会待合室、面会室等の機能改善 ・面会室、待合室の充実
	円滑な業務の遂行	○調室、面接調査室等の機能改善 ・調室、面接調査室等の充実
	被収容者の処遇、生活環境の改善	○居室（単独室、共同室）の機能改善 ・居室（単独室、共同室）の採光、通風等良好な環境の確保
	職員の執務環境の向上	○機能改善 ・執務スペースの充実 ・IT化への対応
	環境負荷の小さな施設づくり	○周辺環境の配慮 ・地域風土を考慮した計画
		○ライフサイクルコストの低減、省エネ、省資源 （ライフサイクルコスト：施設の建設、維持管理、改修及び取壊しに必要な総費用） ・負荷の抑制 ・自然エネルギーの利用 ・エネルギー資源の有効利用
		○環境負荷の少ない材料の選択 ・自然材料の利用 ・リサイクル材料の利用
	フレキシビリティの向上	○施設のフレキシビリティの向上 ・構造体の長寿命化 （耐久性のある材料及び工法の採用）

3 事業計画の必要性

事業計画の必要性に関する評価指標

●建替等の場合

計画理由	内 容	評 点					備 考			評点
		100	90	80	70	60	50	40		
老朽	木造	保安度2.500以下	3,000以下	3,500以下	4,000以下	4,500以下	5,000以下	6,000以下	災害危険地域又は気象条件の極めて過酷な場所にある場合、10点加算する。	100
	非木造	現存率50%以下又は、被害等により構造耐力が著しく低下し、非常に危険な状態にあるもの	60%以下 同左	70%以下 同左	80%以下 同左					
狭あい (面積不足)	庁舎面積	面積率0.5以下	0.55以下	0.60以下	0.65以下	0.70以下	0.75以下	0.80以下	敷地等の関係で増築が不可能な場合にのみ、新営の主理田として取り上げる。	
	立退要求がある場合		借用期限が切れ即刻立退が必要なもの		期限付き立退要求のもの		なるべく速やかに返還すべきもの			
借用返還	返還すべき場合、関係団体より借り上げの場合又は借料が高額の場合			緊急に返還すべきもの			なるべく速やかに返還すべきもの			
	事務能率低下、連絡困難			2ヶ所以上に分散、相互距離が1km以上で(同一敷地外)、業務上著しく支障があるもの		2ヶ所以上に分散、相互距離が300mm以上で(同一敷地外)、業務上非常に支障があるもの		同一敷地内に分散、業務上支障があるもの		
分散	街路、公園及び区画整理等都市計画事業施行地	周囲が区画整理等施行済みで当該施行分だけが残っているもの	区画整理等施行中で早く立退かないと妨害となるもの		区画整理等が事業決定済であるもの(年度別決定済)			区画整理等が計画決定済であるもの	シビックコア計画に基づくもののうち、シビックコア内の当該施行分を除く施設、関連都市整備事業等全てが整備済のものは7点、全てが整備済または建設中のものは4点を加算する。	
	地域性上の不適			都市計画的にみて、地域性上著しい障害のあるもの又は防火地区若しくは準防火地区にある木造建築物で防火度50点以下のもの	60点以下	都市計画的にみて、地域性上障害のあるもの、又は防火地区若しくは準防火地区にある木造建築物で防火度70点以下のもの	80点以下	都市計画的にみて、地域性上好ましくないもの又は防火地区若しくは準防火地区にある木造建築物で防火度100点未満のもの		
立地条件の不良	位置の不適			位置が不適当で業務上非等な支障を来しているもの又は公衆に非常に不便を及ぼしているもの		位置が不適当で業務上支障を来しているもの又は公衆に不便を及ぼしているもの		位置が不適当で業務上又は環境上好ましくないもの		
	地盤の不良	地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が不可能に近いもの		地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が著しく困難なもの		地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が困難なもの		地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理上好ましくないもの		
施設の不備	必要施設の不備	施設が不備のため業務の遂行が著しく困難なもの		施設が不備のため業務の遂行が困難なもの		施設が不備のため業務の遂行に支障を来しているもの		施設が不備のため業務上好ましくないもの又は来庁者の利用上著しく支障があるもの	敷地等の関係で増築が不可能な場合にのみ、新営の主理田として取り上げる。	6
衛生条件の不良	採光、換気不良			法令による基準よりはるかに低いもの		法令による基準より相当地低いもの		法令による基準以下であるもの	新設新営の主理田として取り上げない。	
法令等	法令等に基づく整備	法令、閣議決定等に基づき整備が必要なもの							国の行政機関等の移転及び機構統廃合等に適用する。ただし、機構統廃合による場合は主理田として取り上げない。	

主要素 従要素

4 事業計画の合理性

事業計画の合理性に関する評価指標

評点	評価
100点	下記のいずれかに当てはまる。
	・ 同等の性能を確保できる他の案との経済比較を行った際に、事業案の方が経済的であると評価される場合。
	・ 同等の性能を確保できる他の案との経済比較を行った際に、リスク等の総合判断により事業案の方が合理的であると評価される場合。
	・ 他の案では、事業案と同等の性能を確保できないと評価される場合。
0点	上記のいずれにも当てはまらない。

5 事業計画の効果(B1)

事業計画の効果(B1)に関する評価指標

分類	項目	係数					評価点
		1.1	1	0.9	0.8	0.7	
位置	用地取得の見込	取得済み、現地建替	国有地の所管管予定、公有地等の借用予定、建設までに用地取得の計画あり、又は民有地を長期間借用可能なもの			建設までの用地取得計画が不明確	0.5 敷地未定
	災害防止・環境保全	自然条件が災害防止・環境保全上良好	自然条件の不備を技術的に解消できる		自然条件が災害防止・環境保全上やや支障がある		1.1 自然条件に災害防止、環境保全上著しい支障がある
	アクセシビリティの確保	周辺に道路・鉄道等が整備済み	整備の見込あり				1.1 整備の見込なし
	都市計画・土地利用計画等との整合性	都市計画・土地利用計画(ビュッックコア)地区整備計画等に積極的に貢献	都市計画等と整合	条件整備により都市計画等との整合が可能			1.0 都市計画等と整合しない
規模	敷地形状		敷地が有効に利用できる形状であり、安全・円滑に出入りできる構造の道路等に接している		敷地が有効に利用できる形状ではない	安全・円滑に出入りできる構造の道路等に接していない	1.0
	建築物の規模		業務内容等に応じ、適切な規模が設定され、敷地の高度利用について配慮している		規模と業務内容等との関連が不明確		1.0 規模未定
構造	敷地の規模		駐車場、緑地等に必要な面積が確保されている	駐車場等の確保に支障がある			1.0
	単独庁舎、 総合庁舎 としての 整備条件	単独庁舎の場合 総合庁舎の場合	単独庁舎としての整備が適当		総合庁舎又は合同庁舎計画との調整が必要	総合庁舎又は合同庁舎計画としての整備が必要	1.0
	機能性等		総合庁舎としての整備条件が整っている			総合庁舎としての整備条件が整っていない	
			標準的な構造として計画されている。又は、特殊な施設で必要な機能が満足される計画である		適切な構造、機能として計画されていない	標準的な構造が確保できないおそれがある。又は、特殊な施設で必要な機能が満足されないおそれがある	1.0
評価点(各係数の積×100倍)							121

6 事業計画の効果（B2）

事業計画の効果(B2)に関する評価指標

分類	評価項目	評価	取組状況
社会性	地域性	A	特に充実した取組が計画されている
		B	充実した取組が計画されている
		C	一般的な取組が計画されている
	人権	A	特に充実した取組が計画されている
		B	充実した取組が計画されている
		C	一般的な取組が計画されている
環境保全性	環境保全性	A	特に充実した取組が計画されている
		B	充実した取組が計画されている
		C	一般的な取組が計画されている
機能性	ユニバーサルデザイン	A	特に充実した取組が計画されている
		B	充実した取組が計画されている
		C	一般的な取組が計画されている
	防災性	A	特に充実した取組が計画されている
		B	充実した取組が計画されている
		C	一般的な取組が計画されている
	保安性	A	特に充実した取組が計画されている
		B	充実した取組が計画されている
		C	一般的な取組が計画されている
経済性	耐用・保全性	A	特に充実した取組が計画されている
		B	充実した取組が計画されている
		C	一般的な取組が計画されている

事業計画の効果(B2)に関する評価指標(浜松構置支所)

分類	評価項目	取組内容	実例など	評価
社会性	地域性	・地方公共団体、地域の協議会、商店街等との連携 ・既存建造物(歴史的建築物)の有効利用 ・跡地の有効活用 ・地域性のある材料の採用 ・地域住民との連携 ・オープンスペースの設置		A:3つ以上該当 B:2つ以上該当 C:1つ以下
		・景観性 ・地域住民の人権に配慮した建物計画	地域に調和した都市型収容施設	
		・被収容者、被収容者の人権に配慮した建物計画 ・来庁者の人権に配慮した建物計画 ・特別な省エネ機器の導入 ・緑化のための特別な対策 ・自然エネルギー利用のための特別な対策 ・水資源の有効活用のための特別な対策 ・断熱性向上のための特別な対策 ・木材利用促進	内部からの視線制御 来庁者との動線分離(搬送用車両専用車庫)、外部からの視線制御(ガラスブロック) 犯罪被害者、面会人等と一般来庁者との動線分離(個別相談室)	A:2つ以上該当 B:1つ該当 C:該当なし
		・環境保全性	太陽光発電	A:4つ以上該当 B:2つ以上該当 C:1つ以下
機能性	ユニバーサルデザイン	・建築物移動等円滑化誘導基準を満たした上で、特にユニバーサルデザインへの配慮を達成している。 ・建築物移動等円滑化誘導基準を満たしている。 ・建築物移動等円滑化基準を満たしている。又は建築物移動等円滑化基準の適用対象外施設である。	高性能ガラス(Low-Eガラス、ペアガラス) 木造化、内装等の木造化	
		・火災への特別な対策 ・浸水への特別な対策 ・強風への特別な対策		A評価 B評価 C評価
		・落雷への特別な対策 ・構造体に係る業務継続のための特別な対策 ・ライフラインに係る業務継続のための特別な対策 ・災害時の対策	高度な雷保護(SPD/過電流保護装置)	A:2つ以上該当 B:1つ該当 C:該当なし
		・保管室の防火性能の確保 ・保安性の確保のための特別な対策	防火建具、防火設備、防火間仕切	
経済性	保安性	・被収容者、被収容者の監視を容易にする工夫 ・保管室の防犯性能の確保のための特別な対策 ・将来の模様替えに配慮した階高の確保 ・将来の機器更新に配慮した設備スペースの確保 ・可動間仕切等の活用 ・清掃を容易にするための取組 ・メンテナンスを容易にする工夫 ・増築可能な建物配置	搬送用車両専用車庫(シャッター付)、生体認証装置 監視カメラ、死角を軽減させる平面・構造 鍵の二重化、生体認証装置、鉄格子	A:2つ以上該当 B:1つ該当 C:該当なし
経済性	耐用・保安性		増築対策、OAフロア	A:2つ以上該当 B:1つ該当 C:該当なし

法務省大臣官房施設課に おける事業評価システム

平成28年12月改定
法務省大臣官房施設課

目次

1 政策評価とは	1
2 法務省における政策評価	2
3 法務省大臣官房施設課における政策評価(事業評価) ..	3
4 事業評価システムの流れ	4
5 法務省大臣官房施設課における評価体制	5
6 事業評価(事前・再・事後評価)システム	
(1) 事前評価システム	6
(2) 再評価システム	12
(3) 事後評価システム	12

1 政策評価とは

①政策評価とは

政策評価とは、「国の行政機関が主体となり、政策の効果等を測定または分析し、客観的な判断を行うことにより、的確な政策の企画立案やその実施に資する情報を提供すること」です。

政策評価は、「企画立案(plan)」、「実施(do)」、「評価(see)」という政策の大きなマネジメントサイクルの中に組み込まれ、実施されます。

②政策評価の目的

政策評価は、大きく以下の3項目を達成するために実施します。

- ①国民に対する行政の説明責任(アカウンタビリティ)の徹底。
- ②国民本位の効率的で質の高い行政の実現。
- ③国民的視点に立った成果重視への転換。

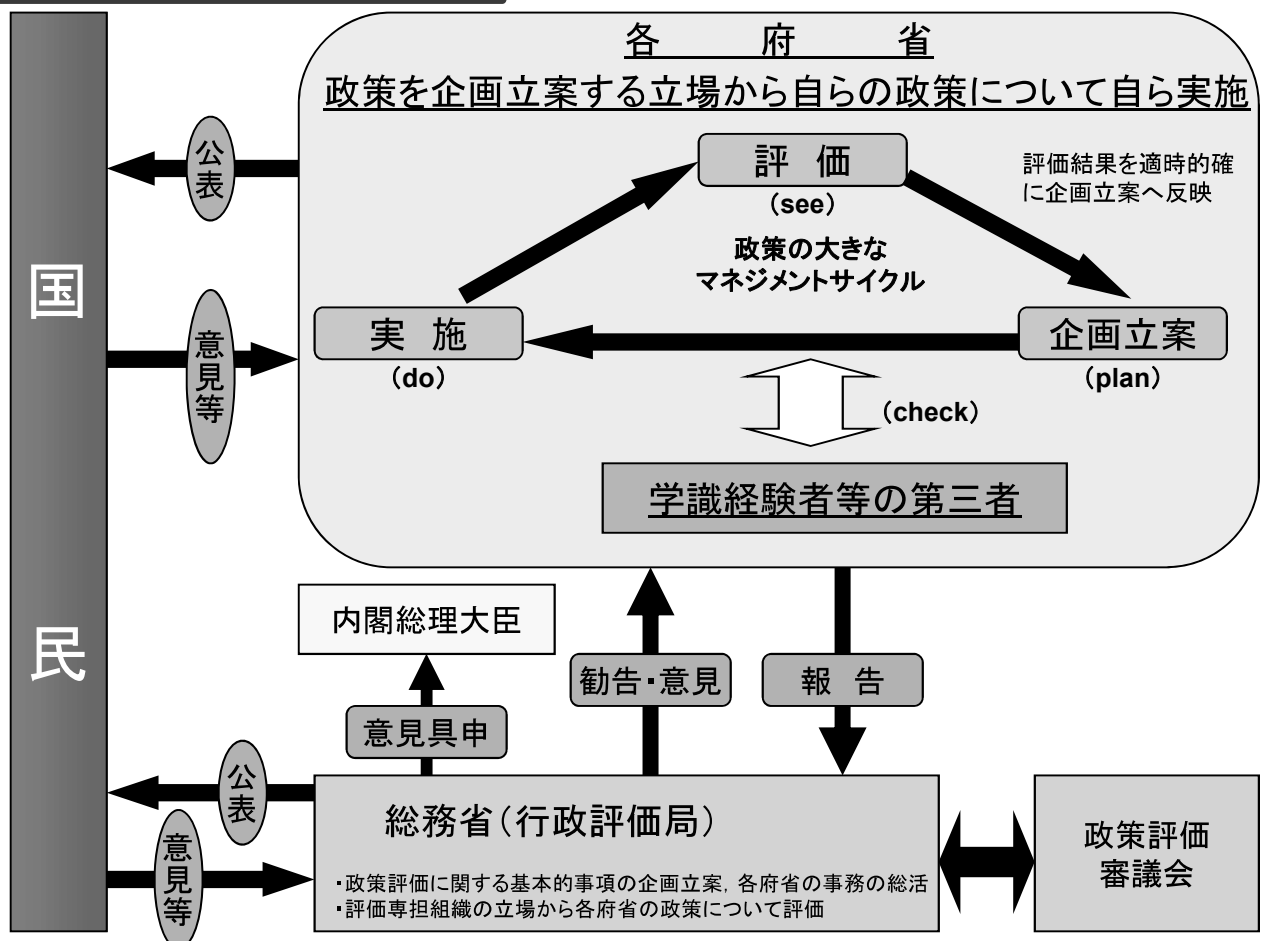
③評価の実施主体

- ・各府省は、政策を企画立案し遂行する立場からその政策について自ら評価を実施します。
- ・総務省は、評価専担組織の立場から各府省の政策について評価を実施します。

④第三者の活用

- ・各府省が評価を行うに当たって、必要に応じ学識経験者、民間等の第三者等を活用することとします。
- ・総務省には、民間有識者により構成される「政策評価審議会」が置かれ、総務省の政策評価の中立性及び公平性を確保するために、総務省が行う政策評価の計画、実施状況、主要な勧告等の調査審議を行っています。

評価の枠組み



2 法務省における政策評価（法務省政策評価に関する基本計画）

①法務省政策評価に関する基本計画とは

総務省のガイドラインを踏まえた法務省の政策評価の枠組みとして定めるもので、法務省の政策の特質等に応じた適切な政策評価活動が行われるように、基本とすべき計画を明確にするものです。

②評価の対象

政策評価の対象としての「政策」は、多くの場合、「政策（狭義）」、「施策」及び「事務事業」という区分において捉えられ、相互に目的と手段の関係を保ちながら、全体として一つの体系を形成します。

③評価の観点

政策評価の実施に当たっては、主として必要性、効率性又は有効性の観点から行うほか、評価の対象とする政策の特性に応じ、公平性、優先性その他適切と認める観点を加味して行います。

④評価の方式及び実施の考え方

政策評価の方式は、事業評価方式、実績評価方式及び総合評価方式の3方式を用いるものとします。

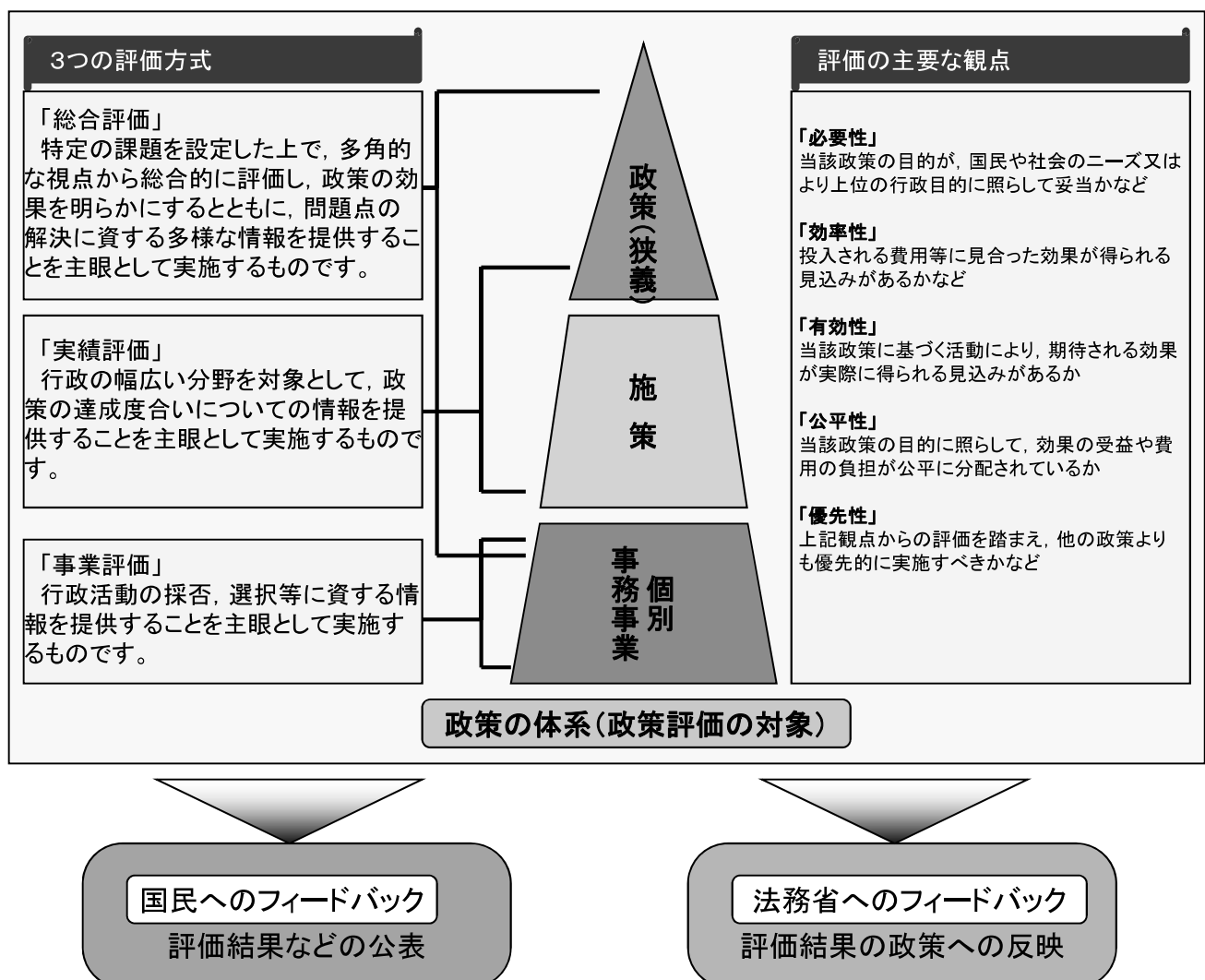
又、政策評価は、政策の性質等に応じ、対象となる政策ごとに適切な評価の方式を採用して実施します。

⑤評価結果の政策への反映

政策評価の結果は、政策の企画立案作業等における重要な情報として適時的確に活用される仕組みを構築しています。

⑥評価結果等の公表

政策評価に関する情報の公表は、インターネットのホームページ（<http://www.moj.go.jp>）を通じて行うほか、必要に応じて、政策評価企画室において随時行います。



3 法務省大臣官房施設課における政策評価（事業評価）

法務省大臣官房施設課事業評価の概要

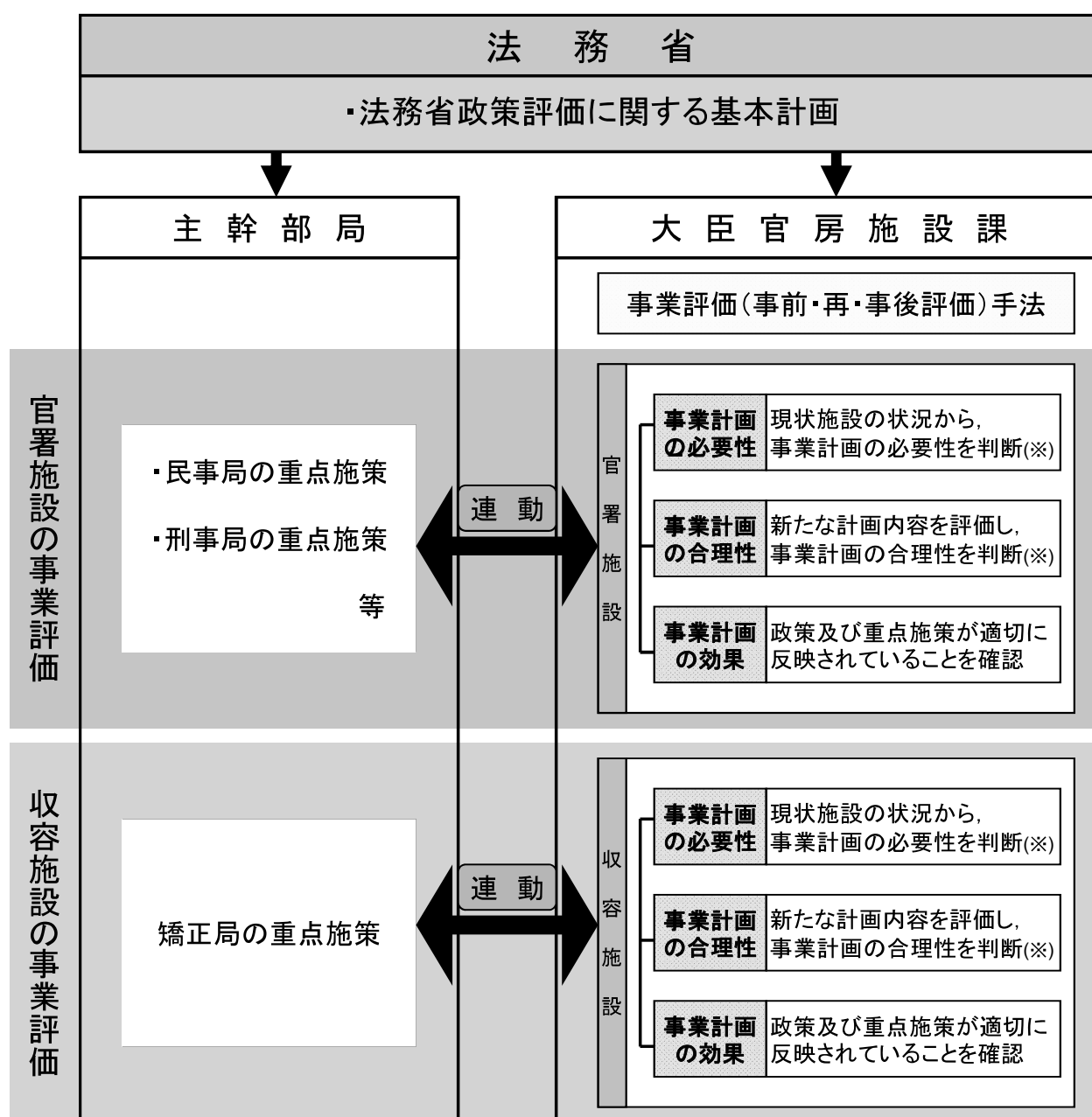
法務省大臣官房施設課では、法務省政策評価に関する基本計画を受け、政策評価のうち、事業評価を実施することとします。

○施設の特性に応じた2つの評価手法の構築

大臣官房施設課の所管する施設の特性を考慮し、「官署施設」と「収容施設」の2種類の事業評価を構築しています。
 （「官署施設」とは、検察庁、法務局、地方更生保護委員会、入国管理局、公安調査局等のことをいいます。）
 （「収容施設」とは、刑務所、拘置所、少年院、鑑別所等のことをいいます。）

○法務省主幹部局の重点施策と連動した評価手法

大臣官房施設課では、施設運営を統括する主幹部局の重点施策等と連動した事業評価を確立しています。



(※) 事業計画の実施の可否に関する評価であることから、原則として事後評価では実施しない。

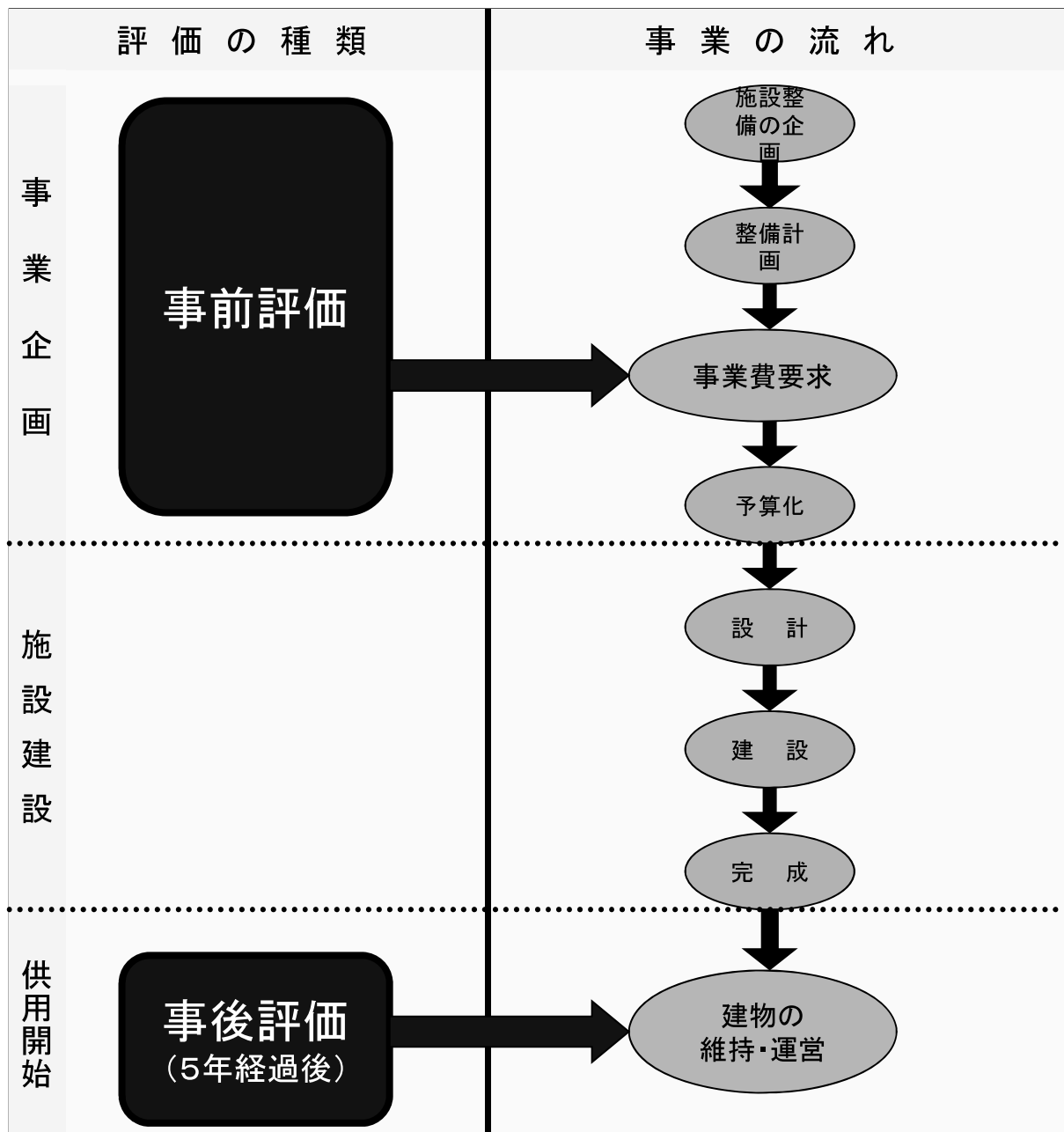
4 事業評価システムの流れ

事前・再・事後評価の実施

大臣官房施設課では、以下の時点で事業評価を実施します。

事前評価	・事業費要求時(調査費と同年度に設計費を要求する事案については翌年度)に実施します。
再評価	・事業の進捗状況又は社会経済情勢の変化を考慮し、実施します。
事後評価	・施設供用開始から5年経過後実施します。

施設整備に関する業務の流れと評価の位置づけ

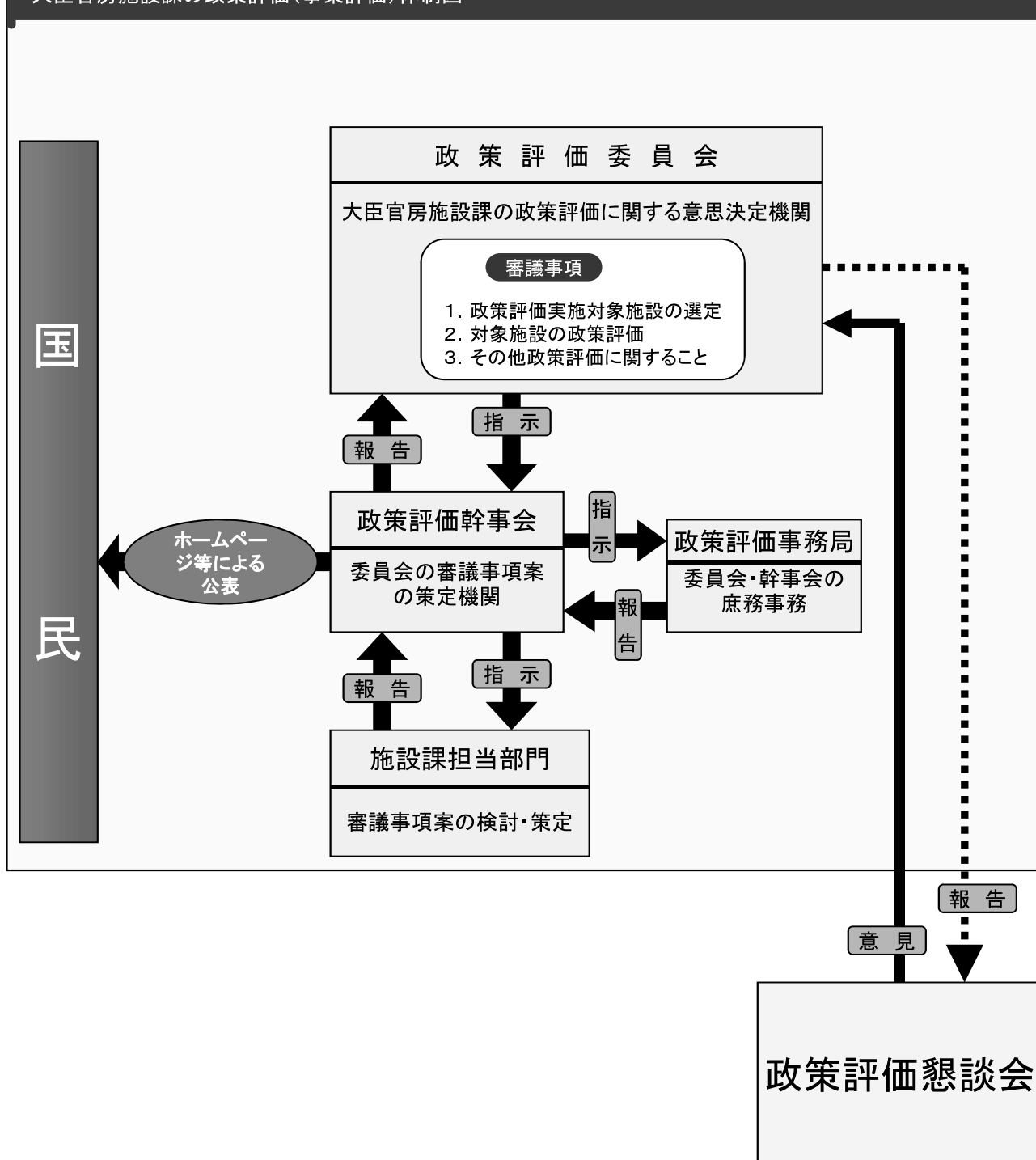


5 法務省大臣官房施設課における評価体制

目的

大臣官房施設課における政策評価(事業評価)を迅速かつ適正に実施していくことを目的として、以下のような評価体制を定めています。

大臣官房施設課の政策評価(事業評価)体制図



6 事業評価(事前・再・事後評価)システム

(1) 事前評価システム

官署施設及び収容施設の事前評価は、「事業計画の必要性」、「事業計画の合理性」、「事業計画の効果」の3つの評価指標から評価を実施します。

3つの評価指標の概要

事業計画の必要性

「事業計画の必要性に関する評価指標」により、「事業計画の必要性に関する評点」を算出し、事業計画の必要性を判断します。

事業計画の合理性

「事業計画の合理性に関する評価指標」により、「事業計画の合理性に関する評点」を算出し、事業計画の合理性を判断します。

事業計画の効果

「事業計画の効果に関する評価指標(B1・B2)」により、政策及び重点施策が適切に反映されていること(効果)を確認します。

○評価手法

事業計画が、「建替等の場合」か「新規施設の場合」かにより、「事業計画の必要性に関する評価指標」の計画理由を基に、①～③に示す手順により事業計画の評点を算出します。

- ①計画理由に該当する内容を抽出します（同一理由で2つ以上評点がある場合は、評点の高い方を採用する。）。
- ②計画理由が2以上の場合、主要素と従要素に区分し、主要素についての評点に従要素それぞれについての評点の10%を加えた点数を事業計画の必要性の評点とします。
- ③法務総合庁舎計画、特々計画又はシビックコア計画（一団地の官公庁施設計画を含む）に基づくものには、②で算出した評点にそれぞれ10点を加算します。

事業計画の必要性に関する評点が基準レベル（100点）以上のものを必要性のある事業計画とします。

[事業計画の必要性に関する評価指標の用語の説明]

保安度：木造施設の経年による構造、設備等の劣化の度合いや立地条件に関する指標です。
建設時点を約9000とします。

現存率：非木造施設の建物全体としての新築時に対する現存価値を表す指標です。
建設時点を100とします。

面積率：現状施設の延床面積（㎡）／新営施設の延床面積（㎡）

事業計画の必要性に関する評価指標

●建替等の場合

計画理由	内 容	評 点							備 考
		100	90	80	70	60	50	40	
老朽	木造	保安度2,500以下	3,000以下	3,500以下	4,000以下	4,500以下	5,000以下	6,000以下	災害危険地域又は気象条件の極めて過酷な場所にある場合、10点加算する。
	非木造	現存率50%以下又は経年、被災等により構造耐力が著しく低下し、非常に危険な状態にあるもの	80%以下 同左	70%以下 同左	80%以下 同左				
狭あい	庁舎面積	面積率0.5以下	0.55以下	0.60以下	0.65以下	0.70以下	0.75以下	0.80以下	敷地等の関係で増築が不可能な場合にのみ、新営の主理由として取り上げる。
借用返還	立退要求がある場合		借用期限が切れ即刻立退が必要なもの		期限付き立退要求のもの		なるべく速やかに返還すべきもの		
	返還すべき場合、関係団体より借り上げの場合又は借料が高額の場合			緊急に返還すべきもの			なるべく速やかに返還すべきもの		
分散	事務能率低下、連絡困難			2ヶ所以上に分散、相互距離が1km以上で(同一敷地外)、業務上著しく支障があるもの		2ヶ所以上に分散、相互距離が300m以上で(同一敷地外)、業務上非常に支障があるもの		同一敷地内に分散、業務上支障があるもの	相互距離は、通常利用する道路の延長とする。
都市計画の関係	街路、公園及び区画整理等都市計画事業施行地	周囲が区画整理等施行済みで当該施行分だけが残っているもの	区画整理等施行中で早く立退かないと妨害となるもの		区画整理等が事業決定済であるもの(年度別決定済)			区画整理等が計画決定済であるもの	シビックコア計画に基づくもののうち、シビックコア内の当該施行分を除く施設、関連都市整備事業等全てが整備済のものは7点、全てが整備済または建設中のものは4点を加算する。
	地域制上の不適			都市計画的にみて、地域性上著しい障害のあるもの又は防火地区若しくは準防火地区にある木造建築物で防火度50点以下のもの	60点以下	都市計画的にみて、地域性上障害のあるもの、又は防火地区若しくは準防火地区にある木造建築物で防火度70点以下のもの	80点以下	都市計画的にみて、地域性上好ましくないもの又は防火地区若しくは準防火地区にある木造建築物で防火度100点未満のもの	
立地条件の不良	位置の不適			位置が不適当で業務上非常な支障を来しているもの又は公衆に非常に不便を及ぼしているもの		位置が不適当で業務上支障を来しているもの又は公衆に不便を及ぼしているもの		位置が不適当で業務上又は環境上好ましくないもの	
	地盤の不良	地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が不可能に近いもの		地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が著しく困難なもの		地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が困難なもの		地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理上好ましくないもの	
施設の不備	必要施設の不備	施設が不備のため業務の遂行が著しく困難なもの		施設が不備のため業務の遂行が困難なもの		施設が不備のため業務の遂行に支障を来しているもの		施設が不備のため業務上好ましくないもの又は来庁者の利用上著しく支障があるもの	敷地等の関係で増築が不可能な場合にのみ、新営の主理由として取り上げる。
衛生条件の不良	採光、換気不良			法令による基準よりはるかに低いもの		法令による基準より相当低いもの		法令による基準以下であるもの	新設新営の主理由として取り上げない。
法令等	法令等に基づく整備	法令、関係決定等に基づき整備が必要なもの							国の行政機関等の移転及び機構統廃合等に適用する。ただし、機構統廃合による場合は主理由として取り上げない。

●新規施設の場合

計画理由	内 容	評 点							備 考
		100	90	80	70	60	50	40	
法令等	法令等に基づく整備	法令、関係決定等に基づき整備が必要なもの							
新たな行政需要	新たな行政需要に対応した整備	当該行政需要への対応が特に緊急を要する		当該行政需要への対応を至急すべき		当該行政需要への対応の必要性は認められるが急がなくてよい			
機構新設	機構新設に伴う整備	整備を行わない場合、業務の遂行が著しく困難なもの		整備を行わない場合、業務の遂行が困難なもの		整備を行わない場合、業務の遂行に支障を来すもの		整備を行わない場合、業務上好ましくないもの	

収容施設の庁舎とは、施設全体を示し、他用途棟も含む。

イ 事業計画の合理性

○評価手法

事業計画が、「事業計画の合理性に関する評価指標」のどの場合に該当するかを判断し、評点を算出します。

- ①事業計画と同等の性能を確保できる代替案(改修・増築・民借)の有無を確認します。
- ②想定される代替案と事業計画との経済性及びリスク等を比較します。

事業計画の合理性に関する評点が基準レベル(100点)のものを合理性のある事業計画とします。

事業計画の合理性に関する評価指標

評 点	評 価
100点	下記のいずれかに当てはまる。 ・同等の性能を確保できる他の案との経済比較を行った際に、事業案の方が経済的であると評価される場合。 ・同等の性能を確保できる他の案との経済比較を行った際に、リスク等の総合判断により事業案の方が合理的であると評価される場合。 ・他の案では、事業案と同等の性能を確保できないと評価される場合。
0点	上記のいずれにも当てはまらない。

ウ 事業計画の効果

○評価手法

「業務を行うための基本機能(B1)」と「政策及び重点施策に基づく付加機能(B2)」の2つの視点からそれぞれの評価指標により効果の有無を確認します。原則として、基本機能(B1)は基準レベル(100点)以上とします。

- ①「事業計画の効果(B1)に関する評価指標」の各項目ごとの該当する係数を全て掛け合せ、100倍した数値を事業計画の効果(B1)の評点とします。
- ②「事業計画の効果(B2)に関する評価指標」により、各分類ごとにその取組状況を評価し、政策及び重点施策に合致しているか確認します。

基本機能(B1)及び付加機能(B2)が適切に反映されているものを効果のある事業計画とします。

事業計画の効果(B1)に関する評価指標

分類	項目	係数					
		1.1	1	0.9	0.8	0.7	0.5
位置	用地取得の見込	取得済み、現地建替	国有地の所管替予定、公有地等の借用予定、建設までに用地取得の計画あり、又は民有地を長期間借用可能なもの			建設までの用地取得計画が不明確	敷地未定
	災害防止・環境保全	自然条件が災害防止・環境保全上良好	自然条件の不備を技術的に解消できる		自然条件に災害防止・環境保全上やや支障がある		自然条件に災害防止・環境保全上著しい支障がある
	アクセスの確保	周辺に道路・鉄道等が整備済み	整備の見込あり				整備の見込なし
	都市計画・土地利用計画等との整合性	都市計画・土地利用計画シビックコア地区整備計画等に積極的に貢献	都市計画等と整合	条件整備により都市計画等との整合が可能			都市計画等と整合しない
	敷地形状		敷地が有効に利用できる形状であり、安全・円滑に出入りできる構造の道路等に接している		敷地が有効に利用できる形状ではない	安全・円滑に出入りできる構造の道路等に接していない	
規模	建築物の規模	業務内容等に応じ、適切な規模が設定され、敷地の高度利用について配慮している	業務内容等に応じ、適切な規模が設定されている		規模と業務内容等との関連が不明確		規模未定
	敷地の規模	駐車場・緑地等に必要面積が確保されている	建築物の規模に応じ適切な規模となっている	駐車場の確保に支障がある			
構造	単独庁舎、 総合庁舎 としての 整備条件	単独庁舎の場合	単独庁舎としての整備が適当			総合庁舎又は合同庁舎計画との調整が必要	総合庁舎又は合同庁舎計画としての整備が必要
		総合庁舎の場合	総合庁舎としての整備条件が整っている				総合庁舎としての整備条件が整っていない
	機能性等	適切な構造、機能として計画されている	標準的な構造として計画されている。又は、特殊な施設で必要な機能等が満足される計画である		適切な構造、機能として計画されていない		標準的な構造が確保できないおそれがある。又は、特殊な施設で必要な機能等が満足されないおそれがある

収容施設の庁舎とは、施設全体を示し、他用途棟も含む。

事業計画の効果(B2)に関する評価指標

(事前評価)

分類	評価項目	評価	取組状況
社会性	地域性	A	特に充実した取り組みが計画されている
		B	充実した取り組みが計画されている
		C	一般的な取り組みが計画されている
	人権	A	特に充実した取り組みが計画されている
		B	充実した取り組みが計画されている
		C	一般的な取り組みが計画されている
環境保全性	環境保全性	A	特に充実した取り組みが計画されている
		B	充実した取り組みが計画されている
		C	一般的な取り組みが計画されている
機能性	ユニバーサルデザイン (建物内)	A	特に充実した取り組みが計画されている
		B	充実した取り組みが計画されている
		C	一般的な取り組みが計画されている
	防災性	A	特に充実した取り組みが計画されている
		B	充実した取り組みが計画されている
		C	一般的な取り組みが計画されている
	保安性	A	特に充実した取り組みが計画されている
		B	充実した取り組みが計画されている
		C	一般的な取り組みが計画されている
経済性	耐用・保全性	A	特に充実した取り組みが計画されている
		B	充実した取り組みが計画されている
		C	一般的な取り組みが計画されている

(2) 再評価システム

事業費要求後5年間未着手等、事業の進捗が望めない場合又は社会経済情勢に特段の変化があり、再度の評価が必要と考えられる場合に実施します。

官署施設及び収容施設の再評価は、事前評価時に実施した「事業計画の必要性」、「事業計画の合理性」、「事業計画の効果」の3つについてそれぞれの評価の見直しを実施します。

(3) 事後評価システム

事後評価は、施設の供用開始から、5年経過後に実施します。

なお、事前評価で実施した「事業計画の必要性」及び「事業計画の合理性」は、事業計画の実施の可否に関する評価であることから、原則として事後評価では実施しないこととします。

評価指標の概要

事業計画の効果

事前評価で実施した「事業計画の効果に関する評価指標(B1・B2)」に関する実績やデータを示して、政策及び重点施策が適切に反映されていること(効果)を確認します。

事業計画の効果

○評価手法

「業務を行うための基本機能(B1)」と「政策及び重点施策に基づく付加機能(B2)」について実績を示すともに関連するデータを示して、それぞれの効果の有無を確認します。

- ①「事業計画の効果(B1)」に関する評価指標の各項目ごとの該当する係数を全て掛け合せ、100倍した数値を事業計画の効果(B1)の評点とし、評点が100点以上あることを確認します。
- ②「事業計画の効果(B2)」に関する評価指標により、各分類ごとにその取組状況を評価し、政策及び重点施策に合致しているか確認します。

それぞれの付加機能が適切に反映されているものを効果のある事業計画とします。

事業計画の効果(B1)に関する評価指標

分類	項目	係 数					
		1.1	1	0.9	0.8	0.7	0.5
位 置	用地取得の見込	取得済み、現地建替	国有地の所管替予定、公有地等の借用予定、建設までに用地取得の計画あり、又は民有地を長期間借用可能なもの			建設までの用地取得計画が不明確	敷地未定
	災害防止・環境保全	自然条件に災害防止・環境保全上良好	自然条件の不備を技術的に解消できる		自然条件に災害防止・環境保全上やや支障がある		自然条件に災害防止・環境保全上著しい支障がある
	アクセスの確保	周辺に道路・鉄道等が整備済み	整備の見込あり				整備の見込なし
	都市計画・土地利用計画等との整合性	都市計画・土地利用計画シビックコア地区整備計画等に積極的に貢献	都市計画等と整合	条件整備により都市計画等との整合が可能			都市計画等と整合しない
	敷地形状		敷地が有効に利用できる形状であり、安全・円滑に出入りできる構造の道路等に接している		敷地が有効に利用できる形状ではない	安全・円滑に出入りできる構造の道路等に接していない	
規 模	建築物の規模	業務内容等に応じ、適切な規模が設定され、敷地の高度利用について配慮している	業務内容等に応じ、適切な規模が設定されている		規模と業務内容等との関連が不明確		規模未定
	敷地の規模	駐車場、緑地等に必要面積が確保されている	建築物の規模に応じ適切な規模となっている	駐車場の確保に支障がある			
構 造	単独庁舎、 総合庁舎 としての 整備条件	単独庁舎の場合	単独庁舎としての整備が適当			総合庁舎又は合同庁舎計画との調整が必要	総合庁舎又は合同庁舎計画としての整備が必要
		総合庁舎の場合	総合庁舎としての整備条件が整っている				総合庁舎としての整備条件が整っていない
	機能性等	適切な構造、機能として計画されている	標準的な構造として計画されている。又は、特殊な施設で必要な機能等が満足される計画である		適切な構造、機能として計画されていない		標準的な構造が確保できないおそれがある。又は、特殊な施設で必要な機能等が満足されないおそれがある

収容施設の庁舎とは、施設全体を示し、他用途棟も含む。

事業計画の効果(B2)に関する評価指標

(事後評価)

分類	評価項目	評価	取組状況
社会性	地域性	A	特に充実した取り組みがなされている
		B	充実した取り組みがなされている
		C	一般的な取り組みがなされている
	人権	A	特に充実した取り組みがなされている
		B	充実した取り組みがなされている
		C	一般的な取り組みがなされている
環境保全性	環境保全性	A	特に充実した取り組みがなされている
		B	充実した取り組みがなされている
		C	一般的な取り組みがなされている
機能性	ユニバーサルデザイン (建物内)	A	特に充実した取り組みがなされている
		B	充実した取り組みがなされている
		C	一般的な取り組みがなされている
	防災性	A	特に充実した取り組みがなされている
		B	充実した取り組みがなされている
		C	一般的な取り組みがなされている
	保安性	A	特に充実した取り組みがなされている
		B	充実した取り組みがなされている
		C	一般的な取り組みがなされている
経済性	耐用・保全性	A	特に充実した取り組みがなされている
		B	充実した取り組みがなされている
		C	一般的な取り組みがなされている

FACILITIES DIVISION
MINISTRY OF JUSTICE

法務省大臣官房施設課

〒100-8977 東京都千代田区霞が関1-1-1
TEL: 03-3580-4111 (代表) Fax: 03-5511-7203
URL: <http://www.moj.go.jp>

(参考 2)

令和 7 年度法務省事前評価実
施結果報告書（案）に対する
質問・意見及び回答

令和7年度法務省事前評価実施結果報告書(案)に対する質問・意見

No.	施策名	質問者	該当箇所	質問・意見	回答
1	外国人による犯罪に関する研究	宮園委員	p.8 令和6年には、就労を通じた人材育成及び人材確保を目的とする新たな在留資格として「育成就労」の在留資格が創設されたことで、今後より一層多くの外国人が来日し、中長期在留資格で在留することとなり、これに伴い、外国人による犯罪の検挙件数の増加が懸念される	外国人が来日し、在留者が増えることと犯罪の検挙件数が増えるという記述は短絡的であり、いかなるものか（母数が増えることと検挙件数も増えるという趣旨とは思われるが）。人材不足を解消しようとして技能実習制度が導入されたものの、技能実習生が害かれている過酷な状況が犯罪を引き起こしているのではないかと。制度の見直しが行われ育成就労制度が創設されたのであることを考えるとこの書き方は問題ではないか。 「ひいては、外国人に対する偏見や不当な差別等をなくし、外国人との共生社会を実現するために必要となる施策にも資する資料」(10頁)とあるが、左の記述はこれとも矛盾するように思われる。 犯罪を犯してしまった外国人犯罪者の背景を探ることは必要であり、客観的なエビデンスを示すことにより、偏見や不当な差別をなくすことにつながり、共生社会の実現のために必要となる施策に資するものとなるという趣旨は理解でき、調査自体を否定するものではないが、検討をお願いしたい。	御指摘の表現については、来日外国人等（母数）が増えると、検挙件数が増加しうることを記したものです。委員も御指摘のとおり、出入国在留管理制度の改正等があったことも踏まえ、近年における外国人による犯罪の動向や実態を明らかにする必要性は高く、調査対象外国人の在留資格を始め、各種の属性を調査することにより、我が国で犯罪を犯した外国人の実態を把握し、今後の外国人による犯罪への対策や外国人犯罪者の処遇の在り方等の検討に当たり、共生社会の実現に資する基礎資料についても提供したいと存じます。
2	外国人による犯罪に関する研究	横田委員	p.19 事前評価結果表 必要性	調査の必要性が極めて高い点については、強く同意する。参考に記載のとおり、本件は共生社会を目指す上で重要な位置づけを有しており、不当な差別や偏見を助長しない観点も極めて重要である。近時、外国人に対する国民の見方が一部において厳しさを増している傾向が見受けられることから、調査結果の公表や関連会議における資料としての活用に際しては、多角的かつ丁寧な検討を行い、意図せぬ悪用を招くことのないよう、十分に留意されたい。 効率性については、他の指標と比較して評価がBとなっている。ついては、当該指摘事項のポイントと、それに対する具体的な対応方針について伺いたい。	御指摘のとおり、外国人との共生社会を目指す上で、不当な差別や偏見をことさら助長するものとならないよう、客観的なデータを用いて分析を行い、調査を進めて参ります。 後段について、研究評価検討委員会では、調査対象の決定に関し、具体的調査項目・調査対象者を更に検討すべきこと、研究の実施体制・手法に関し、調査計画を更に検討すべきことを指摘されています。調査項目については、先行研究を精査し調査票を作成した上、プレ調査を実施するなどして適切な内容となるよう対応する方針です。また、調査対象者については、来日外国人以外の外国人にも広く調査対象とすべく検討しています。さらに、研究計画については、前記のとおり先行研究を精査することはもちろん、当部において同計画を検討した上、調査開始前等の各段階で有識者から助言を受けるなどし、適切な計画に基づく研究とする予定です。
3	外国人による犯罪に関する研究	猪熊委員	全般	上記を踏まえた上で、いくつか気づいた点を列記したい。①外国人パッシングなどが叫ばれる折、調査研究は、可能な限り、客観データが盛り込まれることを希望する。報告書などを書く際も、特定箇所を切り取られないよう、説明を十分尽くす書き方の工夫が求められる②ニーズの高い介護分野での犯罪例や犯罪特性を知りたい③犯罪動機だけでなく、その後の更生の状況なども調査研究に含まれるのか。再犯防止に役立つようであれば、その点の考慮も必要と思われる。	①については、御指摘を踏まえ適切に対応して参ります。②については、犯行場所や被害者の属性等を限定することなく広く外国人の犯罪を対象とすることにより可能な限り対応して参ります。③については、再犯を含む判決確定後の状況につき、出入国在留管理庁からデータ入手するなどし、できる限り明らかにする予定であり、再犯防止に役立つ研究となるよう努めます。
4	外国人による犯罪に関する研究	井上委員	全般	必要な研究だと思います。調査対象の設定を適切に実施するとともに、調査計画を更に検討し、初期の目的を達成する研究にしていきたい。	前記2記載のとおり、調査対象・調査計画を適切に検討、設定し、外国人による犯罪の実態に迫る研究として参ります。
5	外国人による犯罪に関する研究	石谷委員	全般	あくまでも参考意見ですが、外国人による犯罪については、SNSで実態なのかどうかわからない内容が流布される傾向があります。それがデマであるかどうかはどのくらいでもいいのですが、そのデマと反応、それをメディアが取り上げることで、世論への影響はあります。つきましては、その研究内容については、施策に影響するところだけではなく、メディアにも参照されるべきものだと思われ、その対策もしておくべきものだと考えられます。	御指摘のとおり、本研究については、客観的なデータに基づいて結果が示されることが重要であると考えており、その結果はより多くの方に参照していただくことが重要であると考えております。我が国における、外国人との共生社会を築く上での基礎資料となるべく、データの見せ方などに配慮して参ります。
6	外国人による犯罪に関する研究	朝日委員	p.15 (7) A評価の観点	「当該研究の成果物」とは、分析結果のみを指すのでしょうか。「又は、大字での研究その他の場で広く利用されることは、」のためには、匿名性等の処理の上で、個票データの利用が可能になると、EBPMIに資する分析手法の適用も可能となり、評価の波動的価値が大きく増すものと思われる。データの利用範囲について研究倫理上の対応は必要かと思いますが、成果物として研究プロセスにおけるデータも含まれる、あるいはそのための検討がなされると有用かと思います。	事件記録を用いた調査については、個人情報の保護に十分配慮しながら実施することとし、調査した結果については分かりやすい図表を作成してお示しをし、個人が特定できるようにはならないように努めたいと存じます。個票データについては、本研究の成果物として公表できるものであるかどうか、個人情報保護の観点から、また、データ量の観点から、可能かどうか検討して参ります。
7	浜松拘置支所新営工事	猪熊委員	全般	老朽化に伴う施設整備の必要性は十分理解できる。その上で、＜社会性－地域性＞の評価がC評価である意味をもう少し掘り下げて知りたい。改善の余地があるのかどうかについても知りたいと感じた。さらに、これは当該施設に限った話ではないが、拘禁刑も始まった折、今後の刑事施設は、地域や社会への開放性(地域に開かれたものになっているか)や、テクノロジーの活用(AIなどテクノロジーの進化を生かした施設となっているか)が問われてくる。数十年に一度の改修時期に、そうした観点から、事業が計画・検討されているのかどうかを知りたいと思った。	本項目については、地域との連携、跡地の有効活用、地域性のある材料の使用等において、一般的に行われる取組に加えて、他に特筆して行われる取組があった場合に評価される項目であり、設計着手前の現段階で確実に採用できる項目がないことから評価をしないものの、今後、建物を整備していく中で、御指摘いただいた項目が採用できた際に事後評価で評価することとします。
8	浜松拘置支所新営工事	朝日委員	p.21 2. (1) 課題・ニーズ	旧耐震基準制定前の建物ということで、耐震安全性が確保されていない状況が長く続いていたことを鑑みると、ニーズの妥当性に異存はありません。一方、もっと早くの状況が改善できなかったのかという観点から、他の所管施設の耐震・老朽化の程度や、それに比して、どのように優先度が判断されているのか、という点を教えていただければ幸いです。	浜松拘置支所については、旧耐震基準制定前の建物であることに加え、地域柄、塩害による劣化が著しいことから、早急な整備が必要であるものの、限られた予算事情の中で、他の施設と比較考量してきた結果、今年度、整備するという判断に至ったものです。
9	浜松拘置支所新営工事	朝日委員	p.22 イ. 付加機能(B2)の評価	(ア)の防災性について、近年および今後の気候変動による水害の激甚化を踏まえた場合、内水氾濫など治水関連の対応の必要性はないのでしょうか。 (イ)の環境保全性または(ウ)の地域性について、公共施設一般に求められることが増えている、自治体の緑化義務への対応などは特になのでしょうか。	ハザードマップなどの地域情報を参考としてはいますが、現段階ではそれ以上の治水関連の特別な対策は施していません。しかしながら、御指摘を踏まえ、今後の気候変動等を注視し、対応の必要性は引き続き検討して参ります。 自治体の緑化義務については、対応しております。